

# 三井物産ニューヨーク事件とシアトル店の用船利益

鈴木邦夫

はじめに

I シアトル店の用船と巨額の利益獲得

II ニューヨーク事件での巨額損失とその補填

III シアトル店の蹉跌

おわりに

はじめに

第一次大戦期に三井物産の取引は急速に拡大した。取扱高（社外販売決済高）は、一九一五年四億円から一九一六年七億円、一九一七年一一億円、一九一八年一六億円、一九一九年二二億円へと五倍に急増した。<sup>①</sup>

三井物産だけでなく、鈴木商店、日本綿花、伊藤忠兵衛商店、湯浅商店、増田増蔵商店、高田商会、大倉組など大戦開始前から活動していた商社も取引を急拡大したと思われる。これらに加えて、古河鋳業から一九一七年一月に古河商事が、三菱合資会社から一九一八年四月に三菱商事が、久原鋳業から一九一八年八月に久原商事が分離独立して、商

社として活動をはじめた。<sup>(2)</sup>

日本商社のなかで三井物産はどのような位置にあったのか。まず鈴木商店についてみると、一九一七年に鈴木商店の取扱高が三井物産を凌駕したという桂芳男の説が定説となっている。桂芳男『総合商社の源流 鈴木商店』（日本経済新聞社、一九七七年）は七五ページで、鈴木商店の大正六年（一九一七）「貿易年商」一五億四〇〇万円（出所は『朝日経済年史』一九二八年版）と、三井物産の同年の年商一〇億九五〇四万円（出所は梅井義雄『三井物産の経営史的研究』東洋経済新報社、一九七四年）を比較して、一九一七年には鈴木商店の年商が三井物産の年商を凌いだと結論づけた。もしそうであれば三井物産を四億円以上も上回る圧倒的な地位に鈴木商店が立ったことになる。出所の『朝日経済年史』一九二八年版（一九二八年二月刊）は、鈴木商店が破綻（一九二七年）した後、まもなく発行されたものである。該当部分は、「大正六年における同店の商取引高を聞くに、内地外国間貿易一二億、外国間の貿易、所謂出商業高三億四千万円の巨額に達した由である。」（二二八ページ）となっている。桂はこのふたつの数値を合算して「貿易年商」とした。他方で、桂は一三一ページで福沢桃介『財閥人物我観』（ダイヤモンド社、一九三〇年）を引用しており、引用文のなかに「大正八九年の全盛時代には一六億円に上った」という部分がある。もし、この数値と上記『三井物産の経営史的研究』記載の大正八、九年の数値を比較して、こちらの方を重視すれば結論は異なっただけである。

事実はどうか。大正六年を基準とすると、物価が急騰するため、その後、鈴木商店の取扱高は急増しただけである。『朝日経済年史』では数値に詳しい説明が付されているので数値自体は信用できるとすると、鈴木商店の関係者がわざわざピークではない大正六年の数値を記者に話したのではなく、最大時（ピーク時）の取扱高を説明したと考えた方がよく、そうすれば福沢の話とも符合する。では大正六年の取扱高はどのくらいであったのか。三菱合資会社の依頼によって作成されたと推定される帝国興信所神戸支所「合名会社鈴木商店調査書」一九一七年上半年決算（一九一七年一二

月調査報告、東京大学経済学部図書室所蔵、三菱合資会社査業課図書室旧蔵）が、一九一七年度（会計期間は一月―二月）の取扱高を六億円と推定している。これと三井物産一九一七年度（会計期間は前年一月―当年一〇月）取扱高一〇億九五〇四万円を比較すると、桂説とは逆に約五億円も三井物産が上回る。ついで鈴木商店の一五億四〇〇〇万円をもっと後のピーク時の数値とみて、三井物産のピーク時（一九一九年度）二億三〇二七万円と比較すると、三井物産の方が約六億円も上回っている。一九二〇年には戦後恐慌が発生して商品価格が暴落するので鈴木商店のピークも一九一九年（大正八）と思われる。以上から一九一〇年代において、第一に、鈴木商店は取扱高を急増させたこと、第二に三井物産も急増させたために依然として日本商社で第一位の取扱高を維持し、急迫する鈴木商店の取扱高を大幅に上回っていたと考えられる。

三井物産の取引のなかで、特に増加が著しいのは外国間売買であった。外国間売買比率は一九一〇～一九一四年度平均一四％から一九一五～一九一九年度平均三〇％に増加している。<sup>4)</sup> 外国間売買での主要な商品は中国産の農産物および農産加工品（大豆油、落花生油など）、インド産の麻布・麻袋などであり、これらは価格変動の激しい商品でもあった。そのため巨額の利益を生む可能性もあれば、巨額の損失を被る危険もあった。以下で検討する米国の店でも、価格変動の激しい中国産品・インド産品を大量に買い付けている。

第一次大戦中に三井物産は価格変動の激しい商品を取り扱う際に、価格変動リスクを管理するため売越限度・買越限度を設定して、各部・各店に限度を守らせることにより、見込商売を進めた。三井物産以外の上記のような商社も積極的に見込商売をおこない、それによって取扱高を増加させたと思われる。しかし、一九一八年一月の第一次大戦終結後（とくに一九二〇年恐慌後）に見込商売で失敗して、商社が破綻したり、あるいは大きな打撃を受けたりした。古河商事は大豆粕取引の失敗により破綻し、伊藤忠兵衛商店・日本綿花は綿糸・綿布取引の失敗で巨額の損失を被り、湯浅

貿易・増田貿易も苦境に陥った。<sup>(5)</sup>このうち古河商事大連支店での大豆粕取引の失敗（大連事件の内実）については武田晴人の研究がある。<sup>(6)</sup>

つぎに三井物産の純益金の動きをみると、第一次大戦中に一九一四年度三九六万円から、一九一五年度七〇五万円、一九一六年度二九一八万円、一九一七年度三二一九万円、一九一八年度三六四六万円へと急速に増加している。第一次大戦終結後の一九一九年度には大幅に減少するものの、一九一六年度とほぼ同じ一九八六万円を計上している。ついで一九二〇年度二六四〇万円、一九二一年度六七二万円に落ち込み、その後は回復する。<sup>(7)</sup>多くの商社が破綻あるいは業績不振に陥るなかで、純益金の推移だけをみると、三井物産はたくみに第一次大戦後終結後の商品価格の下落や一九二〇年恐慌を乗り切ったかのようにみえる。

しかし、三井物産の店・部・支部のなかには、見込商売に失敗して巨額の損失を生んだものがいくつもある。たとえば高村直助は、棉花部ダラス支部が一九一九年度に綿花の買越で失敗し、六七六万円もの純損金を発生させたことを明らかにしている。<sup>(8)</sup>一九一九年度三井物産全体の純益金と比較すると、ダラス支部の純損金がいかに大きかったかがわかる。<sup>(9)</sup>また、大島久幸はニューヨーク支店における大豆油の売越失敗による巨額の損失事件（「ニューヨーク事件」）を、上記の武田晴人論文で引用された古河商事の記録や、シアトル出張員だった石田礼助の回想などにより記述している。<sup>(10)</sup>そのなかで大島は、ニューヨーク支店が二〇〇〇万円近い損失を出したという石田の回想を記している。もしそれが事実であれば、一九一九年度三井物産純益金をも上回るような巨額である。また、上山和雄はニューヨーク支店で一九一七年度に二五二万ドルの純損金を計上し、一九一八年度も一九一九年度も大幅な損失となったこと、とくに一九一七年度については「豆油と石油・ゴム・金物の外国間貿易の損失が目立っている」ことを記している。さらに上山は、サンフランシスコ支店所轄のシアトル出張員（以下、シアトル店と表記）でも一九一九年上期に三四〇万ドルもの純損金を

計上し（なかでも穀肥部勘定で巨額の損失）、下期でも巨額の損失を被ったことを指摘している。<sup>(11)</sup>

この他、いままで指摘されていない事実（純損金五〇万円以上）をあげると、一九一九年度では上期にロンドン支店、マルセーユ派出員（固有勘定）で一七万円、穀肥部ロンドン支部の一部であるマルセーユ部分で四七〇万円、上海支店（固有勘定）七十七万円、漢口支店（固有勘定）五十一万円、下期に穀肥部香港支部で二〇〇万円もの巨額の純損金を計上している。一九二〇年度は不明である。一九二一年度では上期にニューヨーク支店（固有勘定）で一六二万円、穀肥部（全体）で二二五万円、木材部（全体）で一〇七万円、カルカッタ支店（固有勘定）で八五万円、サンフランシスコ支店（固有勘定）で五三万円、ボンベイ支店（固有勘定）で五二万円、下期にニューヨーク支店（固有勘定）で四九二万円、木材部（全体）で一六七万円、カルカッタ支店（固有勘定）で二二八万円、台北支店（固有勘定）で五四万円の純損金を計上している。さらに一九二二年度でも上期にカルカッタ支店で五二九万円、木材部（全体）で一八九万円、下期に穀肥部大連支部で六三万円の純損金を計上した。<sup>(12)</sup>

このように一九一〇年代後半から一九二〇年代初め頃に三井物産では見込商売に失敗して巨額の損失を被った商品や店・部・支部（以下、店舗と表記）が現れた。しかし、三井物産は、すでに総合商社化し、有力な複数の商品（石炭、生糸、綿花、金物、機械、穀肥、砂糖、木材）を取り扱っており、しかも世界的に多数の店舗を展開していたため、一部の店舗・商品で巨額の損失を発生させても、他の店舗・商品の利益によってカバーすることが可能であった。これに加えて、本店本部レベルでは、利益の一部を積立金として留保し、<sup>(13)</sup>それによって店舗の損失を補填することが可能であった。店舗のレベルでは、一九一四年六月にリザーブ（積立金）を各店舗が保有することが三井物産内部に制度として公式化され、<sup>(14)</sup>多額の利益が発生したときに利益の一部を留保して、損失が発生した決算期にこれを表面に出して損失を補填するという緩衝装置が備わっていた。このような仕組みが働いたため、結果として経営的な危機に陥らなかったの

である。

さて本稿の以下の分析に關係する研究史をみると、すでにニューヨーク事件とシアトル店での見込商売の失敗については大島久幸が分析をおこなっている。<sup>(15)</sup>ただし、大島が利用している石田礼助の回想には、ニューヨーク事件とシアトル店での見込商売の失敗がほぼ同時期に発生したかのように誤認させるような部分がある。大島はそのように誤認したうえで、穀肥部は両店を統轄する位置にあったにもかかわらず、支店統轄機能が弱く、そのため大豆油をめぐるニューヨーク支店とシアトル店との葛藤に關与できず、したがって穀肥部の支店統轄機能の弱さゆえにニューヨーク事件が発生したという誤った結論を導き出した。しかし、あらかじめ指摘しておけば、ニューヨーク事件は、一九一七年一二月に穀肥部が大豆油を穀肥部取扱商品に指定するよりも前に発覚したものであり、シアトル店の失敗のほうは、この指定からかなり経った一九一九年上期に発生したものである。両者の出来事がほぼ同時期に起きたわけではない。ニューヨーク事件は、穀肥部がニューヨーク支店の大豆油取引を統轄する位置にはなかった時期に発覚したものである。また、大島論文では、石田の回想を裏付ける利益・損失關係の資料（数値）は未発掘であった。

利用できる石田礼助の回想は三種類ある（以下、刊行順に第一回想から第三回想と表記<sup>(16)</sup>）。いずれも第二次大戦後に記録されたものである。にもかかわらず、石田はシアトル出張員首席時代の出来事を鮮明に記憶している。しかし、なかには数字が違っていたり、事実の前後關係の記憶が間違っていたり、読み手が誤解する部分がある。このうち行論との關係で、異なっている重要な数値をあげると、ニューヨーク支店大豆油取引での損失を「一挙に三千万以上」（第一回想。単位は円）としたものと「二千万円近く」（第二回想）としたものがあり、また、棉花部長児玉一造に泣きつかれて、長期運送契約を解約したため発生したシアトル店全体の損失を「三、四百万円」（第一回想）としたものと「五、六百万円」（第二回想）としたものがある。なお、シアトル店が用船事業であげた利益についてはいずれも一千万円と

している。このうち第三回想では、「船で儲けた一千万円の大部分は人のためとはいえ、吐き出してしまった<sup>(17)</sup>」としている。

以上の研究史・回想などを踏まえ、本稿では、米国国立公文書館所蔵の三井物産会社史料を分析することにより、第一に、ニューヨーク支店での見込商売失敗による巨額の損失（ニューヨーク事件）がいつ発覚したのか、事件はどのような経緯で発生したのか、損失の総額はどのくらいか、第二に、シアトル出張員が用船事業であげた利益はどのくらいであったのか、ニューヨーク支店の失策をどのようにシアトル出張員（以下、しばしばシアトル店と表記）はカバーしたのか、第三に、その後シアトル店はどのようにして見込商売で失敗したのか、失敗により発生した損失はどのくらいであったのかを明らかにすることを課題に設定する。

(1) 三井文庫編・松元宏執筆『三井事業史』本篇、第三卷（上）（三井文庫、一九八〇年）三三二ページ。

(2) 鈴木邦夫編著『満州企業史研究』（日本経済評論社、二〇〇八年）五二七ページ。

(3) 谷孫六（第一次大戦頃に東京毎夕新聞社の記者）も、『財界興亡実話』（平凡社、一九三〇年）四七九ページで「大正八年の全盛を極めた絶頂時代には、三井物産をさへ凌駕せんとするの素晴らしさであった」としている。さらに谷は、「三井物産の事業に対抗して、それを凌駕せんとまでした鈴木商店が、その翌年の大正九年には好況を続けて来た財界に、恐ろしい大反響が来襲した渦中に捲き込まれて、事業が多かつただけに、その打撃は一通りや二通りのものではなかった。」（四八一ページ）と記している。『朝日経済年史』の表記「大正六年」の「六」は「八」の誤植なのかもしれない。

また浅田長平は、かつて鈴木商店の子会社神戸製鋼所に技術者として入社し、一九一八年一月に鈴木商店ロンドン支店に高畑支店長を訪ねている。浅田は、「三井物産の一五億円について、鈴木商店が年額一三億円に達する巨額を手がけていた。三菱商事は五億円にも足らなかったと思う」と記憶しており、鈴木商店は三井物産に継ぐ位置にあったと捉えて

いる。浅田長平（神戸製鋼所会長）「天下三分の計」（藤本光城『松方・金子物語』一九六〇年、兵庫新聞社）三二七ページ。

(4) 鈴木邦夫「戦時統制経済下の三井物産」I（『三井文庫論叢』第二七号、一九八三年）一四八ページ。一九一五—一九一九年度平均でみると、輸出二六％、輸入二二％、内国売買二三％、外国売買三〇％であり、外国売買の比率がもっとも高い。

(5) 前掲、鈴木邦夫編著『満州企業史研究』五三四—五三五ページ。

(6) 武田晴人「古河商事と『大連事件』」（『社会科学研究』第三三卷、第二号、一九八〇年八月）。

(7) 前掲、三井文庫編・松元宏執筆『三井事業史』本篇、第三卷（上）一一三、三八七ページ。

(8) 高村直助「第一次大戦前後における米綿取引の諸問題—三井物産・東洋棉花の場合—」（上山和雄・吉川容編著『戦前期北米の日本商社—在来接收史料による研究—』日本経済評論社、二〇一三年）四五—四六ページ。

(9) なかでも一九一九年下期では、ガラス支部の純損金が五三七万円にもなった。そのため、三井物産の本店本部は棉花部に三〇〇万円を「積立金ヨリ編入」して、棉花部全体の決算を黒字にする操作をおこなっている。三井物産「部別損益一覧表」一九一八年下期—一九一九年下期（米国国立公文書館所蔵史料 RG 131 Entry#74 Container#6）。以下では、Entry 番号と Container 番号のみ表記する。

(10) 大島久幸「第一次大戦期における三井物産—見込商売の展開と商務組織—」（『三井文庫論叢』第三八号、二〇〇四年）一六八ページなど。

(11) 上山和雄『北米における総合商社の活動—一八九六—一九四一年の三井物産—』（日本経済評論社、二〇〇五年）九二—九四ページ。ただし、石油で損失が発生したという部分は、後述のように誤りである。また、上山が掲出した一九一七年度ニューヨーク支店の数値は、後述のように三井物産内部で行う方法による決算の数値ではなく、米国の税法に則った計算方法による特殊な数値である。また、一九一九年度ニューヨーク支店の業績は、後掲第16表のように赤字ではなく、黒字である。



(12) 前掲、三井物産「部別損益一覽表」一九一八年下期、一九一九年下期、三井物産「店別取扱高間接経費損益表」一九一八年下期、一九一九年下期 (Entry #4 Container #8)、三井物産「元帳 C」一九二一年上期、同下期、一九二一年上期、同下期 (三井文庫所蔵史料 物産一一三九、物産一一四二、物産一一四五、物産一二六九)。

(13) 株主総会議決による積立金繰入額は一九一五年度分五〇一万円、一九一六年度分一三三二万円、一九一七年度分一六六二万円、一九一八年度分二八六八万円、一九一九年度分九二五万円である (前掲、三井文庫編・松元宏執筆『三井事業史』本篇、第三卷「上」三三七ページ)。ただし実際には、一九一〇年代、一九二〇年代にこの正式の積立金が損失補填のために取り崩されるようなことはなかった。

これとは別に本店本部では、公表貸借対照表には明示されないリザーブ（積立金）を密かに積み立て、これを損失補填のために取り崩した。積立ての事例をあげると、一九一八年下期決算で「時局損失準備金」として四五〇万円のリザーブを捻出している（「物産会社資料雑綴（其二）」三井文庫所蔵史料 物産三二〇）。取崩しの事例としては、注（9）で記した一九一九年下期の三〇〇万円の取り崩し、一九二一年上期末における支払未済勘定での「損失引当金」一〇〇万円の取崩しと一九二二年下期末における支払未済勘定での「貸金回収不能引当金」五〇万円、「滞貸金損失引当金」一五〇万円の取崩しを確認できる（三井物産「元帳 B」一九二一年上期、同 一九二二年下期、三井文庫所蔵史料 物産一一三八、物産一二六八）。

(14) 一九一四年にリザーブが公式化されたことを指摘したのは大島久幸「両大戦間期日豪貿易商社の金融力」（『三井文庫論叢』第四七号、二〇一三年）二一一―二二八ページ。ただし、何をもって公式化したのかまでは記していない。公式化は、一九一四年六月一六日制定の「会計規則」によって行われた（三井物産「現行達令類集」一九一四年、三井文庫所蔵史料 物産九〇―九五）。「会計規則」でのリザーブの表記は「損失補充資金」である。

(15) 前掲、大島久幸「第一次大戦期における三井物産―見込商売の展開と商務組織―」一六四―一七〇ページ。

(16) 刊行順にあげると、石田礼助『いたいはいほうだい』日本経済新聞社、一九六九年、日本経営史研究所編『回顧録』（三井物産、一九七六年）に所収の「石田礼助」（三井物産による石田礼助からの聞き取り）、交研社編『石田礼助 天国への

パスポート』(交研社、一九七八年)に所収の石田礼助「三井物産時代」である。これらを、本文では第一回想、第二回想、第三回想と表記する。

石田礼助は、一九一六年四月八日ポルトランド出張員首席に任命され、六月一日、同首席を解任された。同日、シアトル出張員首席に任命され、一九一九年三月二六日同首席を解任された。

(17) 前掲、石田礼助「三井物産時代」一一〇ページ。

## I シアトル店の用船と巨額の利益獲得

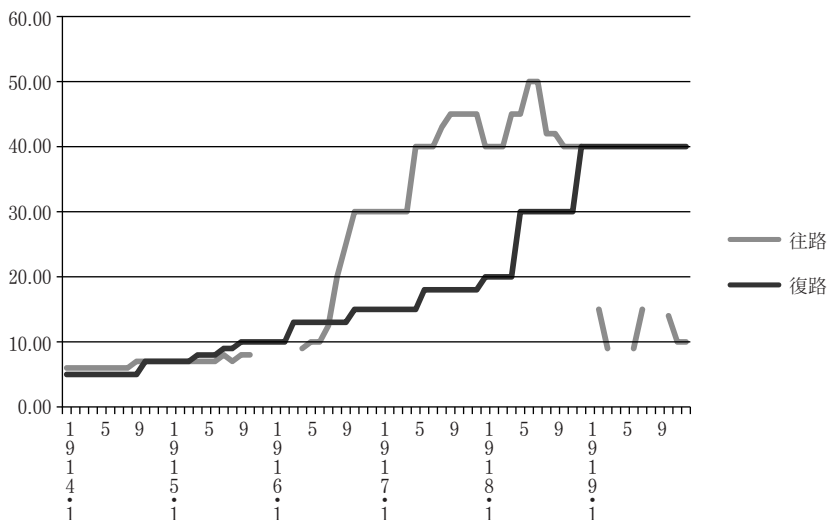
### 一 貨物運賃の推移と用船の概況

第一次大戦中にシアトル―日本間の船舶の貨物運賃は、石田がシアトルに赴任した初めのうちは重量トン一トン当たり一四〇―一五ドルであり、その後、高い時には五五ドルくらいにまで上昇したという。大戦末期から終戦後の運賃の推移とシアトル店の用船方針について、石田礼助はつぎのように述べている。<sup>(1)</sup>

大正七年になると、われわれにも戦争の結末は見えてきた。戦いが終われば、運賃は必ず暴落する。そこで、それからは船をチャーターするにしても、一年というような期間は避けることにし、エキストラを払って六カ月のオプションをとり、さらに備船の数も減らすという調子で、消極方針に切り替えた。

果たして、欧州戦局は終結のきざしがみえ、九月の半ばにはブルガリアが降伏してドイツの一角が崩れた。こうなっては、ドイツが手を上げるのも時間の問題なので、その対策として、先の方までまたがって契約していた備船に対する荷物を決める

三井物産ニューヨーク事件とシアトル店の用船利益（鈴木）



第1図 北米航路臨時船の普通運賃1トン当たり運賃標準（単位：ドル）

出所) 野村商店調査部編『株式年鑑』(1922年)統計81-84ページ。

注) 北米航路の「命令船」「自由船」「臨時船」のうち、「臨時船」の数値を掲出した。

ことを急いだ。運賃の方は、ぜいたくなことはいいおれないので、先物であれば船のポジションいかにかわらず、少々安くてもどんだん契約して、とにかく荷物の獲得をはかった。自分の船で積めない物は、それを船舶部へ売るとか、他の船会社へ売るとかすればよいのであるから、オーバー・ブッキングをするくらいにして思い切った荷物の誘致をやったものだ。

私の予想は見事的中した。一月の初めに終戦となり、運賃はシアトルー日本間一トン四〇ドル以上もしたものが、一週間のうちに一〇ドルに暴落した。

石田の回想の要点は、一九一八年（大正七）にシアトル店が用船数の削減や用船期間の短縮化など消極方針に転じたこと、ブルガリア休戦（九月三〇日）後はドイツの敗北が見えてきたので、貨物運賃を安くして貨物の先物契約をつぎつぎに締結して船腹が埋まるように努めたこと、予測が的中してドイツ敗北（十一月一日）後に運賃が暴落したことである。

このうち、まず海上運賃に関する石田の回想の妥当性を

第1表 北米航路臨時船の普通運賃1トン  
 当たり運賃標準 (単位：ドル)

年月	往路	復路	年月	往路	復路
1914. 1	6.00	5.00	1917. 1	30.00	15.00
2	6.00	5.00	2	30.00	15.00
3	6.00	5.00	3	30.00	15.00
4	6.00	5.00	4	30.00	15.00
5	6.00	5.00	5	40.00	15.00
6	6.00	5.00	6	40.00	18.00
7	6.00	5.00	7	40.00	18.00
8	6.00	5.00	8	43.00	18.00
9	7.00	5.00	9	45.00	18.00
10	7.00	7.00	10	45.00	18.00
11	7.00	7.00	11	45.00	18.00
12	7.00	7.00	12	45.00	18.00
1915. 1	7.00	7.00	1918. 1	40.00	20.00
2	7.00	7.00	2	40.00	20.00
3	7.00	7.00	3	40.00	20.00
4	7.00	8.00	4	45.00	20.00
5	7.00	8.00	5	45.00	30.00
6	7.00	8.00	6	50.00	30.00
7	8.00	9.00	7	50.00	30.00
8	7.00	9.00	8	42.00	30.00
9	8.00	10.00	9	42.00	30.00
10	8.00	10.00	10	40.00	30.00
11		10.00	11	40.00	30.00
12		10.00	12	40.00	40.00
1916. 1		10.00	1919. 1		40.00
2		10.00	2	15.00	40.00
3		13.00	3	9.00	40.00
4	9.00	13.00	4		40.00
5	10.00	13.00	5		40.00
6	10.00	13.00	6	9.00	40.00
7	12.50	13.00	7	15.00	40.00
8	20.00	13.00	8		40.00
9	25.00	13.00	9		40.00
10	30.00	15.00	10	14.00	40.00
11	30.00	15.00	11	10.00	40.00
12	30.00	15.00	12	10.00	40.00

出所) 野村商店調査部編『株式年鑑』(1922年) 統計81  
 -84ページ。

注) 北米航路の「命令船」「自由船」「臨時船」のうち、  
 「臨時船」の数値を掲出した。

検証しよう。日本―北米間の航路の貨物運賃(臨時船)の推移を第1図と第1表でみる。この運賃は不定期船のスポット運賃と思われる。一九一六年後半から一九一八年二月までの往路(日本↓北米)と復路(北米↓日本)では、運賃は往路(「往航」)の方が高く、復路(「帰航」)は、かなり安い。石田の回想は復路ではなく、往路の運賃の説明をしたものと思われる。日本や大連からシアトル・サンフランシスコなど北米へ向かう荷物の量に比べ、逆方向の荷物量がかかなり少ないため、後述するようにシアトル店は往路で利益をあげていた。このような事情があるためか石田は往路の運賃について述べたようである。

石田がシアトル出張員首席に任命された一九一六年六月以降、一〇月にかけて北米航路の往路運賃は一〇ドル↓一二ドル五〇↓二〇ドル↓二五ドル↓三〇ドルへと三倍に上昇した。つまり石田が出張員首席に任命された直後に往路運賃

第2表 シアトル店の用船

1916年度	1917年度	1918年度	1919年度
金剛山丸	金剛山丸	金剛山丸	金剛山丸
吾妻山丸	吾妻山丸	天拝山丸	天拝山丸
南海丸	南海丸	南海丸	愛宕山丸
東海丸	綾葉丸	綾葉丸	綾葉丸
愛宕山丸	北海丸	北海丸	北海丸
天拝山丸	天拝山丸	染殿丸	甲南丸
三池山丸	東海丸	太陽丸	太陽丸
明海丸	西海丸	西海丸	剣山丸
梅丸	第五雲海丸	白鹿丸	白鹿丸
神武丸	第二雲海丸	第三吉田丸	明光丸
太陽丸	愛宕山丸	明光丸	明宇丸
浅間丸	神護丸	永福丸	永福丸
愛国丸	万田山丸	神護丸	明宙丸
夕張丸	太陽丸	福丸	福丸
黒姫丸	NIELS NIELSEN	万田山丸	宝永山丸
海宝丸	STOLT NEILSEN	金華山丸	金華山丸
興安丸	DIOTO	蓬萊山丸	蓬萊山丸
多聞丸	GOLDEN GATE	天城山丸	吾妻山丸
広速丸		Niels Nielsen	喜関丸
広通丸			福德丸
20隻	18隻	19隻	20隻

出所) “SEATTLE ACCOUNT PARTICULARS OF CHARTERING A/C FOR FIRST HALF 1916”, “SEATTLE ACCOUNT PARTICULARS OF CHARTERING ACCOUNT FOR LAST HALF 1916” (Entry#63 Container#5), “STATEMENT OF FREIGHT INCOME AND EXPENSES BY SHIPS SHOWING INCOME FROM SOURCES WITHOUT AND SOURCES WITHIN THE U. S. FOR THE YEAR 1917” (PROTEST AND MEMORANDUM submitted by MITSUI & CO., LTD., May 19th, 1924, Entry#101 Container#397), “Transportation Account-Summary” (「検査官報告書」, Entry#101 Container#396), “Transportation Accounts Boats chartered by Kobe & rechartered to Seattle”, “Mitsui Boats Chartered by Seattle from Kobe” (「検査官報告書」, Entry#101 Container# 396)、三井物産シアトル出張員「考課状」1919年上期、同下期 (Entry#74 Container#14)。

注) 1. 1919年度の船舶名は、1919年上期「考課状」に記載されている1回以上航海を終了した船舶名と、同じく下期の船舶名を合わせたものである。  
2. 「考課状」各期によると、1回以上航海を終了した船舶の数と航海数の合計は、1918年上期15隻・59航海、同下期15隻・35航海、1919年上期12隻・39航海、同下期13隻・航海数不詳である。三井物産シアトル出張員「考課状」1918年上期・同下期 (Entry#74 Container#5)。

が急上昇し、石田が着目した用船が巨額の利益を生み出すことになる。シアトル店の用船数は一九一六年度二〇隻から、一九一七年度（一九一六年一月—一九一七年一〇月）一八隻にやや減少している（第2表）。用船数だけからみると用船事業をやや縮小したかのようにみえる。実際の運賃をみると、往路運賃は一九一七年五月に四〇円、八月に四三円、九月に四五円に上昇し、一二月まで四五円という高水準で推移し

た。

一九一八年一月になると、往路運賃がいったん四〇〇円に低下した。石田の回想のように一九一八年頃用の船契約には期間一年というような長期はなくなり、六か月未満のものが多く(第3表)。ところが、運賃は四月には四五円に戻り、六月・七月には五〇円という第一次大戦期の最高水準に達した。その後は、八月に四二円、ブルガリア休戦(九月)後の一〇月に四〇円へと緩やかに低下した。このように一九一七年五月から一九一八年末まで往路運賃は四〇円以上の高い水準にあった。また石田の回想と異なり、シアトル店は一九一八年度(一九一七年一月―一九一八年一月)に用船数を削減したのではなく、逆に一隻増加させている。高い運賃水準と一九隻の用船に支えられて、後述するように一九一八年度にシアトル店は用船事業で巨額の利益を生み出す。

一九一八年九月三〇日のブルガリア休戦後に、石田は第一次大戦終結とその後の運賃暴落を予測し、その対策として他社に比べて安く運賃を設定し、かなり先に積載する荷物の運送契約を大量に集める方法をとったという。一九一九年上期に入ると、予測は的中して一九一八年一月一日第一次大戦終結(ドイツ敗北)となった。ただし、往路運賃が下落するのは、一九一九年に入ってからである。一月にはデータがなく(成約なし)、二月に一五ドル、三月に九ドルへと暴落した。ただし、復路運賃は、逆に一九一八年一二月に前月の三〇ドルから四〇ドルへ上昇し、一九一九年一二月まで四〇ドルのまま推移している。したがって、臨時船(不定期船)の運航において、往路では大幅な赤字となっても、復路ではかなりの利益をあげる可能性もあった。シアトル店の用船で、一九一九年上期に一回以上航海を終了した船舶数と合計航海数は、一九一八年上期一五隻・五九航海から一二隻・三九航海に減少したものの、依然としてシアトル店是用船事業に積極的であった。しかし、それが裏目にでることになる。

また先述の三井物産棉花部のダラス支部との長期運送契約(米国綿を日本へ輸送)したがって復路)の解約(一九一

三井物産ニューヨーク事件とシアトル店の用船利益（鈴木）

第3表 三井物産船舶部からシアトル店への貸船（1918年度）

船名	船主名	建造年	総トン数	貸船料 (円)	期間		
					開始月日	返船月日	月数
金華山丸	三井物産	1911	4,987	270,864	1918. 1.22	1918. 4.11	3か月
同上	同上			279,072	1918. 4.11	1918. 6.19	2か月
同上	同上			320,112	1918. 6.19	1918.10.31	4か月半
天拝山丸	三井物産	1911	5,019	270,864	1918. 2.22	1918. 5. 6	2か月半
天城山丸	三井物産	1905	3,772	292,575	1918. 6.30	1918. 9.15	2か月半
金剛山丸	遼東汽船	1902	5,177	295,020	1918. 3. 2	1918. 5.19	2か月半
同上	同上			282,727	1918. 5.19	1918. 9.16	4か月
同上	同上			319,605	1918. 9.17	1918.10.31	1か月半
生駒山丸	三井物産	1916	3,178	156,550	1917.11.24	1918. 3.11	4か月半
福丸	大正汽船	1917	4,378	225,588	1918. 1. 4	1918.10.31	10か月
太陽丸	河内合資	1895	3,600	187,000	1918. 6. 6.	1918.10.31	5か月
染殿丸	辰馬汽船	1916	5,154	338,480	1917.11. 1	1917. 3.15	5か月半
同上	同上			284,831	1917. 3.24	1918. 4.30	1か月
綾葉丸	辰馬汽船	1917	5,772	177,765	1917.11. 1	1918. 7.25	9か月
南海丸	明治海運	1899	4,956	151,430	1917.11. 1	1918. 7.13	8か月半
北海丸	明治海運	1904	4,448	127,800	1917.11. 1	1918.3.26	5か月
同上	同上			288,000	1918. 3.26	1918. 5.12	1か月半
神護丸	岸本汽船	1917	4,733	246,600	1917.11. 1	1917.12. 6	1か月
同上	同上			232,900	1917.12.11	1918. 5.13	5か月
同上	同上			246,600	1918. 5.23	1918. 9. 8	3か月半
西海丸	明治海運	1893	3,708	128,700	1917.11. 1	1917.12.29	2か月
白鹿丸	辰馬汽船	1917	8,150	413,100	1917.10.31	1918.4.2	5か月
同上	同上			401,625	1918. 4. 2	1918.10.31	7か月
第三吉田丸	山下汽船	1918	4,646	224,235	1918. 1.18	1918. 4.16	3か月

出所) 「貸船明細表（船舶部一他支店）」1918年（Entry#74 Container#2）、三井物産株式会社船舶部『日本貨物船明細書』（1919年）、大阪商船三井船舶『創業百年史』（1985年）106-107ページ。

- 注) 1. 船主名・建造年・総トン数は『日本貨物船明細書』記載のデータを引用者が加えたものである。
2. 契約の月数は、返船月日から開始月日を差し引いて引用者が算出した概数である。
3. ほぼ1918年上期（1917年11月から1918年4月）と下期のデータである。しかし、下期の契約のいくつかが抜けている。
4. 本表の貸船料の数値は、1か月（30日）当たりと推定される。例えば、白鹿丸の1918年4月2日から10月31日（約7か月）についてシアトル店が船舶部に支払った額（用船料）は、月401,625円を基準として算出した2,914,280円である（「白鹿丸」1918年、Entry#74 Container#4）。
5. 「開始月日」が1917年11月1日となっているものは、実際には前年度から継続のものであり、「返船月日」が1918年10月31日となっているものは実際には次年度へ継続しているものである。したがって、どちらの場合も「月数」は表示した数値よりも実際にはもっと大きくなる。

九年五月末か六月初め頃）は、臨時船の復路運賃が高止まりしていた時におこなわれたことになる。業績不振（一九一九年上期の純損金一三万八千円）に陥っていたダラス支部を視察してきた棉花部長の児玉一造は、往路運賃の暴落という事態をみて復路運賃の暴落を危惧し、石田に対して長期運送契約の解約を要請したようである。<sup>3)</sup> 実際には、まず定期航路での「自由船」のスポット復路運賃が七月四〇ドルから八月一八ドルへ暴落し、ついで不定期船である臨時船復路のスポット運賃が一九一九年二月四〇円から一九二〇年一月には成約をみない状態に陥った（一九二〇年二月まで臨時船復路の数値なし<sup>4)</sup>）。したがって、棉花部ダラス支部は解約によって運賃面での負担を軽減できたようであり、逆にシアトル店は得られるはずの利益を逃し、後述のように一九一九年度に用船勘定で巨額の純損金を計上する。石田は「武士の情を出して、ダラス店の採算割れを救うために、無条件で運賃契約の解約に応じてやった。こういうわけで、この件でも大きな損を出した。こういう次第で、シアトル店は五、六百円くらいの大赤字になった<sup>5)</sup>」と回想している。実際、一九一九年下期シアトル店の全体では二三万五一九二ドル（約四四七万円）の純損金を計上している。<sup>6)</sup> なお、シアトル店の配慮にもかかわらず、一九一九年下期の棉花部ダラス支部は五三七万円もの純損金を計上している。<sup>7)</sup>

## 二 船舶の調達と用船利益

一九一八年度でみると、シアトル店はほとんどの船舶を三井物産船舶部と契約して用船（チャーター）し、一部を船会社から直接用船している。船舶部からの用船分のうち一五隻をみると（第3表）、三井物産船舶部所有船四隻、三井物産一〇〇%出資の遼東汽船（大連置籍船を所有するため、関東州の大連に設立）の所有船一隻、三井物産の別働会社である明治海運の所有船三隻だけでなく、辰馬汽船・岸本汽船・山下汽船などから三井物産船舶部が用船して、シアトル店へ再用船に出している七隻が含まれている。シアトル店は船舶部からこれらを用船するとともに、直接、日本国外



第4表 シアトル店の1918年度用船の運航経路

船名	運航経路
神護丸	横浜→シアトル→大連→シアトル→大連→シアトル→横浜→ラングーン→シアトル
西海丸	三池→カルカッタ→シアトル→コロンボ
綾葉丸	大連→シアトル→大連→シアトル→横浜→カルカッタ→シアトル→横浜→カルカッタ→シアトル→横浜
南海丸	大連→カルカッタ→シアトル→神戸→シアトル→神戸→シアトル
北海丸	神戸→ラングーン→カルカッタ→シアトル→大連→シアトル→大連→シアトル→大連→シアトル
福丸	長崎→カルカッタ→スエズ→カルカッタ→シアトル→神戸→カルカッタ
染殿丸	日本→ジャワ→ボンベイ→コロンボ→バンクーバー→シアトル→日本→マニラ→シアトル→大連→ベナン→カルカッタ→シアトル
太陽丸	神戸→シアトル
白鹿丸	大連→シアトル→大連→シアトル→大連→シアトル→大連→シアトル→横浜→カルカッタ
第3吉田丸	大連→シアトル
明光丸	大連→バンクーバー→神戸→シアトル→大連→シアトル
永福丸	大連→シアトル
Niels Nielsen	カルカッタ→シアトル→神戸→バタビア→ボンベイ→シアトル
万田山丸	大連→シアトル→大連→シアトル
金華山丸	大連→シアトル→大連→シアトル→三池→コロンボ→カルカッタ→シアトル
金剛山丸	大連→シアトル→神戸→シンガポール→シアトル→神戸→カルカッタ
蓬萊山丸	シンガポール→シアトル→大連→シンガポール→カルカッタ→シアトル→大連→シアトル
天拝山丸	神戸→シアトル→シンガポール
天城山丸	大連→シアトル

出所) “Transportation Accounts Boats chartered by Kobe & rechartered to Seattle”, “Mitsui Boats Chartered by Seattle from Kobe” (「検査官報告書」Entry #101 Container #396)。

の船会社 (O. A. Anderson & Co.) から一隻を用船している。<sup>(8)</sup> 船舶部からの用船をみると、一九一七年建造など「新造のいい船」<sup>(9)</sup>を用船していることがわかる。契約期間は一年のような長期のものは少ないようであり、一か月から五か月という短い用船が多い。したがって、一九一八年度は前年度より用船数を増やしてやや積極方針に転じたものの、用船期間を短くすることで運賃下落による危険を回避しようとしたようである。

このようにシアトル店が多数の船舶を弾力的にチャーターできたのは、神戸の船舶部に依頼できたからである。しかも、シアトル店が船舶部に支払った手数料(一九一八年度下期頃)は用船料の一〇二%にすぎず、中には無手数料

料や、手数料一％を受け取っている例もある。<sup>(10)</sup>

一九一八年度に用船した船舶の運航経路をみると(第4表)、シアトルを中心として神戸・横浜・大連だけでなく、東南アジアのシンガポール・マニラ・ジャワ島、南アジアのカルカッタ・ラングーン・コロンボ、さらには中近東のスエズにまで配船していることがわかる。配船の意図は、シアトルへ向かう運航の場合、当然のことながら米国への輸入貨物を扱うためであった。石田は次のように貨物の内容を述べている。<sup>(11)</sup>

扱った貨物は、シアトルからの積み出しは、木材はじめ種々雑多の物だったが、シアトルへ持ってきた物は、大連からは大豆、大豆油、日本からは雑貨類、インドのカルカッタからは麻製品、コロンボからは紅茶、シンガポールからはゴム、錫、フリピンからは砂糖という具合だった。なかでも、コロンボから持ってきた紅茶はいい貨物で、確か一トン九五ドルくらいの運賃が取れたように思う。しかも、辰馬の船は、メジャメントが大きいので、茶のような軽量品は、八、八〇〇トンぐらいの船で九〇〇トン以上も積むことができた。とにかくこの商売は極めて順調にいった。

石田が例示した商品はいずれも、シアトル店が一九一七年度〜一九一八年度に米国から輸出したか、米国に輸入した商品である。シアトル店はこれらの自店の取扱商品を積むために配船し、しかも残るスペース(船腹)に他社から大量に貨物を集荷して積み込むというやり方で利益をあげたようである。

つぎに用船勘定(「雇船勘定」<sup>(12)</sup>)をみると、一九一六年度〜一九一九年度までのシアトル店における「公表」利益(社外に対してではなく、社内で公表した表面上の利益)と実際の利益とは極端に異なる。

一九一六年度用船勘定の「公表」総益金は(第5表)、上期四万五〇〇〇ドル、下期七万八二三七ドルであり、とも

第6表 用船勘定の「公表」総益金  
と繰越額 (単位：ドル)

区分	1916年上期	1916年下期
「公表」総益金	45,000.00	78,237.41
繰越額	102,992.30	253,464.70
合計	147,992.30	331,702.11

出所) “SEATTLE ACCOUNT PARTICULARS OF CHARTERING A/C FOR FIRST HALF 1916”, “SEATTLE ACCOUNT PARTICULARS OF CHARTERING ACCOUNT FOR LAST HALF 1916” (Entry#63 Container#5)。

第5表 シアトル店の「公表」  
業績 (単位：ドル)

	1916年上期	1916年下期
商品勘定	28,175.26	41,071.63
用船勘定	45,000.00	78,237.41
総損益	73,175.26	119,309.04
経費など	5,884.34	14,499.11
純損益	67,290.92	104,809.93

出所) “SEATTLE ACCOUNT PARTICULARS OF CHARTERING A/C FOR FIRST HALF 1916”, “SEATTLE ACCOUNT PARTICULARS OF CHARTERING ACCOUNT FOR LAST HALF 1916” (Entry#63 Container#5)。

に商品勘定を上回る数値となっている。上期用船五隻に比べ下期用船は一九隻に急増するので、<sup>(13)</sup>下期の業績に出張員首席としての石田の関与が反映している。下期の用船勘定総益金は上期に比べ大幅に増加した。実は、この用船勘定の「公表」総益金は実際の総益金よりかなり低めに表面に出したものである。実際の総益金を検討するため第6表をみよう。この表は、用船勘定の翌期への繰越額も加えたものである。用船勘定における貸方から借方を引いた残高（貸方に計上）の数値であるこの繰越額が、用船勘定のリザーブである。一九一五下期からの繰越額が判明しないため、上期の実際の総益金は計算できない。下期の実際の総益金は、下期繰越額から上期繰越額を引いたものに「公表」総益金を加えた二二万八七一〇ドルである。したがって下期では、実際には「公表」数値の三倍もの総益金を上げており、上期から繰り越されたりザーブに今期分を加えて、二五万ドルものリザーブを一九一七年上期に繰り越した<sup>(14)</sup>。

一九一七年度（一九一六年一月―一九一七年一〇月）になると、用船勘定の「公表」総益金は上期三万〇六九四ドルに減少している（第7表）。この数値は二隻分（天拝山丸・東海丸）のみの数値である。下期の「公表」総益金は（第8表）、一万六九一五ドル（九隻六分）で上期よりも減少している。一九一七年度における用船の実際の総益金は第9表のとおりである。米国へ

向かう内航分二六万〇二三九ドルに対して米国から外国へ向かう外航分は、先に示したように北米から日本へ向かう運賃が相対的に低いため、一〇万三七一七ドル、合計三六万三九五六ドルに達している。「公表」総益金四万七六〇九ドルに比べると、実際は三〇万ドル以上多い額であった。もっとも、六か月分で二万八七一〇ドルであった一九一六年下期に比べると、一九一七年度の半期平均は約一八万一九七八ドルへとやや減少している。

第7表 シアトル店の1917年上期損益明細 (単位：ドル)

区分	取扱高	総損益	純損益	備考
問屋業の部				
輸出				
木材	63,838.23	3,097.00	2,477.57	Lumber a/c
大豆	46,254.96	2,882.39	2,305.97	Produce
油	1,475,811.48	72,389.84	58,169.16	Produce
種子類	1,304.58	88.67	71.29	Produce
高粱	23,369.22	1,051.00	840.80	Produce
雑品	7,174.68	349.36	300.88	
小計	1,617,753.15	79,858.26	64,165.67	
輸入				
木材	98,999.67	8,424.91	6,739.93	
パルプ	45,328.29	1,468.27	1,174.62	
ホップ	32,394.69	5,310.78	4,215.11	
化学品	74,290.68	1,237.96	990.44	
鉄鋼	66,559.59	2,383.72	1,906.86	
小計	317,572.92	18,825.64	15,026.94	
外国売買				
木材	387,618.87	8,568.89	6,855.11	
麻袋	102,435.03	2,294.16	2,122.37	
卵白	23,958.78	252.89	202.31	
化学品	15,750.33	1,260.00	1,007.98	
古新聞	13,758.78	1,100.00	879.94	
ブリキ缶	15,622.32	1,250.00	1,000.00	
落花生	38,032.23	1,521.00	1,217.71	Produce
雑品	34,149.60	2,365.37	1,891.23	part Produce
小計	631,325.94	18,612.31	15,176.65	
運送業の部				
用船勘定				
天拝山丸	138,240.00	15,852.70	14,452.70	
東海丸	137,500.00	14,841.29	13,509.29	
小計	275,740.00	30,693.99	27,961.99	
損益勘定の部				
利子		474.47	474.47	
雑損		5.15	5.15	
総計	2,842,392.01	148,469.82	131,922.35	

出所) 「三井物産株式会社沙都出張員損益明細表」1917年上期 (Entry#74 Container#2)。

- 注) 1. Lumber a/c は木材部勘定、Produce は穀肥部勘定、part Produce は一部穀肥部勘定である。  
2. 天拝山丸は三井物産所有、東海丸は明治海運所有の船舶である。

## 三井物産ニューヨーク事件とシアトル店の用船利益（鈴木）

第8表 シアトル店の1917年下期損益明細

（単位：ドル）

〔固有勘定（部外勘定）〕

区分	数量	単位	取扱高	総損益	
輸出	豆類（大豆以外）	1,396.00	Tns.	254,610.59	3,552.29
	油	711.58	Tns.	191,574.51	2,615.71
	菜種	50.00	Tns.	8,750.00	96.81
	落花生	100.00	Tns.	11,123.50	232.42
	大豆油	35,496,165.00	Tns.	6,745,671.75	11,978.98
	魚	2,627.00	C/s	34,142.35	446.78
	アンチモニー	150.00	Tns.	48,930.00	495.24
	小計			7,294,802.70	19,418.23
輸入	化学品	1,081.84	Tns.	292,969.59	2,078.62
	ブリキ缶（潰れ）	5,823.00	Cans	24,487.17	855.46
	木材	7,471,190.00	Ft.	359,252.22	5,336.58
	鉄鋼	19,115,079.00	Lbs.	1,714,048.60	11,750.67
	小計			2,390,757.58	20,021.33
外国売買	化学品	255,783.00	Lbs.	71,357.47	593.12
	卵白・卵黄	218,000.00	Lbs.	100,675.44	967.50
	ブリキ缶（潰れ）	426,172.00	Cans	91,142.47	884.52
	麻袋	13,412.00	B/L	1,609,440.00	4,404.21
	木材	6,502,099.00	Ft.	407,180.22	4,839.92
	鉄鋼	683,040.00	Lbs.	37,953.24	335.72
	錫	970.00	Tns.	1,028,461.15	9,256.15
	芥子種	50.00	Tns.	5,299.35	93.85
	亜麻種	3,500.00	Tns.	309,954.14	2,183.18
	桐油	675.00	Tns.	224,490.82	2,759.44
	落花生	1,461.00	Tns.	218,502.47	1,498.99
	胡桃	37,808.00	Lbs.	3,818.61	64.83
	油	1,218.00	Tns.	290,696.02	1,101.93
	紙	59.00	Tns.	4,208.88	41.67
	小計			4,403,180.28	29,025.03
用船	西海丸				1,001.20
	綾葉丸				1,730.40
	Golden Gate				1,000.50
	北海丸				3,402.53
	金剛山丸				1,547.64
	吾妻山丸				1,291.02
	南海丸				1,052.10
	Niels Nielsen				3,952.27
	Stolt Nielsen				1,936.99
	小計				16,914.65
合計				85,379.24	
雑益				11.23	
控除（当期の一般経費）				-20,949.65	
利子				-4,311.78	
当期純益金				60,129.04	

[穀肥部勘定]

問屋業の部		数量	単位	取扱高	総損益	諸経費	純損益
輸出品	日本米	490	Tn.	46,750.00	888.64		
	大豆	172	Tn.	13,676.78	780.51		
外国売買	米	—		—	-6,342.91		
	大豆	530	Tn.	45,255.81	7,474.66		
合計		1,192		105,682.59	2,740.90	211.61	2,529.29

出所) “PARTICULARS OF LOSS & GAIN LAST HALF OF 1917 (Excluding Japan. Rice & S. Beans)” (Entry#74 Container#1)、三井物産シアトル出張員「穀肥部商品(米、大豆並ニ大豆粕)損益明細表」1917年下期 (Entry#74 Container#1)。

(単位：ドル)

外航 (米国内に利益源泉)					
運賃収入	控除			差引損益	損益合計
	用船料	燃料	雑費		
274,111.59	225,078.88	12,434.41	33,872.46	2,725.84	60,233.58
70,344.05	104,846.55	6,860.96	10,103.02	-51,466.48	3,976.42
284,338.18	204,759.17	21,143.66	30,103.09	28,332.26	-79,665.72
492,222.07	328,511.79	17,706.46	55,869.31	90,134.51	203,305.88
223,197.34	181,146.37	6,854.49	35,621.89	-425.41	43,535.87
243,070.20	216,516.57	12,790.23	26,589.88	-12,886.48	103,910.87
678,205.70	468,281.47	40,478.00	79,778.51	89,667.72	30,183.93
127,113.86	130,071.43	4,751.39	29,832.99	-37,541.95	-62,887.82
88,745.12	80,480.92	4,426.04	11,506.27	-7,668.11	23,803.47
137,690.47	100,884.63	5,879.56	11,814.50	19,111.78	19,111.78
146,389.39	86,558.16	5,579.71	14,267.69	39,983.83	39,983.83
73,717.74	110,957.44	7,746.40	11,324.03	-56,310.13	-21,547.40
					11.59
2,839,145.71	2,238,093.38	146,651.31	350,683.64	103,717.38	363,956.21
	19,099.85				
	5,100.69			24,200.54	46,601.67
				79,516.84	317,354.54

FROM SOURCES WITHOUT AND SOURCES WITHIN THE U. S. FOR THE YEAR 1917” (Entry#101 Container#397)。

1917年利益に関わるもので、異議申し立てのため税務当局に提出されたものの控えである。Golden

三井物産ニューヨーク事件とシアトル店の用船利益（鈴木）

つきに一九一八年度（一九一七年一月―一九一八年一〇月）をみると（第10表）、用船勘定の「公表」総益金は上期一万二二五八ドル、下期一万一〇〇一ドル、合計二万三二五八ドルであり、一九一七年度と比べ減少している。しかし、実際の総益金はまったく異なるものであった（第11表）。内航分では、すべてのチャーター船で利益（総益金）を計上している。外航分では、一隻を除くと他のチャーター船では損失（総損金）となっている。外航分では運賃収入が内航分に比べ、三分の一でしかなかったために、赤字に転落した。ただし、内航分での利益が極めて巨額であったため、用船勘定全体の総益金は四八五万九七四三ドルに達した。「公表」分とはまったくかけ離

第9表 シアトル店の1917年度用船勘定明細

船名	内航（米国外に利益源泉）				
	運賃収入	控除			差引損益
		用船料	燃料	雑費	
綾葉丸	286,077.93	186,715.34	16,665.30	25,189.55	57,507.74
吾妻山丸	155,929.50	85,629.00	6,217.06	8,640.54	55,442.90
GOLDEN GATE	187,480.20	271,025.63	11,175.50	13,277.05	-107,997.98
北海丸	427,752.19	259,285.99	18,725.01	36,569.82	113,171.37
金剛山丸	351,398.55	268,652.09	14,756.34	24,028.91	43,961.21
南海丸	455,117.54	292,964.03	21,340.52	24,075.64	116,737.35
NIELS NIELSEN	341,229.85	317,758.55	37,209.15	45,745.94	-59,483.79
STOLT NEILSEN	96,380.33	114,428.85	3,045.87	4,251.48	-25,345.87
西海丸	99,180.00	61,402.28	408.00	5,898.14	31,471.58
天拝山丸					
東海丸					
DIOTO	161,700.00	110,957.44	6,399.19	9,580.64	34,762.73
第五雲海丸	65,806.92	63,261.10		2,534.23	11.59
合計	2,628,053.01	2,032,080.30	135,941.94	199,791.94	260,238.83
控除					
雑支出割当					
用船一般勘定から		17,679.68			
一般経費勘定から		4,721.45			22,401.13
					237,837.70

出所) “STATEMENT OF FREIGHT INCOME AND EXPENSES BY SHIPS SHOWING INCOME (PROTEST AND MEMORANDUM submitted by MITSUI & CO., LTD., May 19th, 1924, 注) 上記の PROTEST AND MEMORANDUM submitted by MITSUI & CO., LTD. はシアトル店の Gate, Niels Nielsen, Stolt Nielsen, Dioto は O. A. Anderson & Co. の船舶である。

(単位：ドル)

第10表 シアトル店の1918年度「公表」業績

(単位：ドル)

1918年上期		取扱高	総損益	割当経費	純損益	
損失	固有勘定	商品 4,543,450.61	34,715.58	6,256.14	28,459.44	
		用船 8,739,892.76	12,257.67	2,721.22	9,536.45	
		小計 13,283,343.37	46,973.25	8,977.36	37,995.89	
208,145.86	穀肥部勘定	商品 7,743,047.28	53,839.27	35,909.47	17,929.80	
9,724.16	合計	21,026,390.65	100,812.52	44,886.83	55,925.69	
19,674.95	1918年下期		取扱高	割当経費	純損益	
79,783.26	固有勘定	商品 3,742,104.10	6,353.13	3,675.05	2,678.08	
48,419.95			用船 18,199,163.68	11,000.52	4,673.17	6,327.35
213,246.68			小計 21,941,267.78	17,353.65	8,348.22	9,005.43
71,355.76	穀肥部勘定	商品 24,437,841.01	114,083.19	70,959.86	43,123.33	
372,299.66	金物部勘定	商品 6,210,061.58	7,184.25	4,174.11	3,010.14	
75,417.26	合計	52,589,170.37	138,621.09	83,482.19	55,138.90	
106,209.85	1918年総計	73,615,561.02	239,433.61	128,369.02	111,064.59	
36,978.86	出所) 三井物産サンフランシスコ支店勘定掛「1918年度所得税ノ事」1919年3月1日					
42,702.04	(三井物産ニューヨーク支店勘定掛主任宛書状)の付属資料(Entry#63 Container#5)。					

46,716.45

213,242.83

92,025.33

178,345.63

63,787.17

99,151.75

1,977,227.45

Chartered

れた巨額の利益をあげていたのである。

一九一九年度(一九一八年一月―一九一九年一〇月)では先述のように北米航路の往路スポット運賃は一九一九年に入ると暴落するものの、逆に復路スポット運賃は一トシ四〇ドルという高水準で推移するため、一九一九年上期の用船数は一九一八年下期一五隻よりやや少ないものの、それでも一二隻に上った<sup>(15)</sup>。石田礼助がシアトル出張員首席を解任され、帰朝を命じられるのは一九一九年度中頃の三月二六日のため、一九一九年上期では用船事業はこれ以前と同様にシアトル店が注力した事業であった。ただし、後述のように一九一九年上期の用船勘定で巨額の損失を発生させることになる(下期も同様)。

石田礼助が関わった用船事業についての総益金のうち、一九一六年下期、一九一七年度、一九一八年度の二年半を合計すると五四五万二四〇九ドルに達する。一九一八年上期決算



三井物産ニューヨーク事件とシアトル店の用船利益（鈴木）

第11表 シアトル店の1918年度用船勘定利益

[船舶部チャーター船でシアトル店再チャーター船と、直接チャーター船]

船名	内航			外航		
	運賃	支払	利益	運賃	支払	利益
神護丸	1,254,791.65	882,470.38	372,321.27	498,270.98	706,416.84	
西海丸	375,597.15	199,333.42	176,263.73	89,942.55	99,666.71	
綾葉丸	2,140,030.66	1,026,606.06	1,113,424.60	664,729.18	684,404.13	
南海丸	877,782.24	507,439.32	370,342.92	425,034.15	380,599.50	44,434.65
北海丸	1,548,265.71	860,085.05	688,180.66	608,284.86	688,068.12	
福丸	1,079,150.38	841,065.02	238,085.36	119,793.05	168,213.00	
染殿丸	2,383,002.31	1,848,822.75	534,179.56	596,047.04	809,293.72	
太陽丸	520,010.01	408,148.74	111,861.27	132,718.61	204,074.37	
白鹿丸	1,852,275.45	1,448,128.59	404,146.86	792,284.61	1,164,584.27	
第3吉田丸	212,898.16	191,188.00	21,710.16	115,770.75	191,188.01	
明光丸	777,900.13	583,054.47	194,845.66	476,844.45	583,054.30	
永福丸	391,230.00	293,586.22	97,643.78	256,607.36	293,586.22	
Niels Nielsen	1,133,844.01	612,755.28	521,088.73	161,549.73	204,251.77	

[船舶部からのシアトル店チャーター船]

万田山丸	285,450.78	164,222.57	121,228.21	117,506.13	164,222.58	
金華山丸	1,476,052.78	963,466.72	512,586.06	509,357.23	722,600.06	
金剛山丸	1,017,697.86	844,910.36	172,787.50	330,429.88	422,455.21	
蓬萊山丸	2,075,103.98	1,135,721.44	939,382.54	673,445.49	851,791.12	
天拝山丸	364,284.95	204,947.21	159,337.74	141,160.04	204,947.21	
天城山丸	265,500.00	222,380.45	43,119.55	123,228.70	222,380.45	
合計	20,030,868.21	13,238,332.05	6,792,536.16	6,833,004.79	8,765,797.59	44,434.65

内航利益		6,792,536.16
外航利益		44,434.65
以上の利益小計		6,836,970.81
控除（外航損失）		-1,977,227.45
差引利益		4,859,743.36
控除：チャーター勘定費用		
電信料	42,740.10	
雑費用	22,583.90	
Auto Expenses	8,413.98	
贈与	5,360.07	
Autos purchased	16,574.10	-95,672.15
用船勘定純益金		4,764,071.21

出所) “Trasportation Accounts Boats chartered by Kobe & rechartered to Seattle”, “Mitsui Boats by Seattle from Kobe” (「検査官報告書」Entry#101 Container#396)。

- 注) 1. Niels Nelsen は、シアトル店が直接用船した船舶である。  
2. 外航利益から外航損失を引いた外航純損金は、1,932,792.80ドルである。

の為替レートで日本円に換算すると(一〇〇円＝五ドル)、一〇六九万〇九八円となり、「船で儲けた一千万円」という石田の話に符合する。一九一七年度の船舶売却利益(二隻)二二万二五〇〇ドル<sup>(16)</sup>をも加味すると、儲けの総額はさらに四〇万円ほど膨らむ。これを除いた約一〇〇〇万円を現在の貨幣価値に引き直すと、一〇〇〇億円くらいになると思われる。<sup>(17)</sup>

(1) 前掲、石田礼助「三井物産時代」一〇八—一〇九ページ。

(2) 三井物産シアトル出張員「考課状」一九一八年上期(Entry#74 Container#5)、『同一九一九年上期(Entry#74 Container#14)』。

(3) 児玉は、一九一九年三月一七日に横浜を出帆して米国へ出張した。主要な目的は、ダラス支部の視察であった。その後、ニューヨーク、シカゴを視察して、シアトルを出帆して六月一六日に帰国した(荻野伸三郎編『児玉一造伝』一九三四年、六〇ページ、三井物産「社報」一九一九年三月一七日、同六月一六日、三井文庫所蔵史料 物産四二—一〇)。当時、シアトルから横浜へは一〇日程度かかった。したがって、六月初めにシアトルを出航したようである。

一方、石田礼助はすでに三月二六日首席を解任され、帰国命令を受けていた(帰国のために石田がシアトルを出航したのは約半年後の一〇月二二日)。新たに首席に任命された永島雄治(サンフランシスコ支店長と兼務)はシアトルへ赴いた。ところが五月六日に永島に代わって塩田良温(それまでサンフランシスコ支店勤務)が首席に任命された。ただし塩田のシアトル着任は遅れて七月四日となる。五月三一日現在、永島はシアトルで勤務している(三井物産シアトル出張員「考課状」一九一九年上期、同下期、Entry#74 Container#14、三井物産サンフランシスコ支店「大正八年上季決算純損益及び準備金ノ事」一九一九年五月三一日、在シアトル永島支店長宛、Entry#63 Container#6)。したがって、児玉が長期運送契約の解約を懇請したとき、シアトル店には永島(シアトル出張員首席塩田の上司であるサンフランシスコ支店長)と石田(本店付)がいたはずである。とすると解約は、石田の回想とは異なり、石田の独断ではなく、石田と児玉の

合意を受けて永島が決定したはずである。

- (4) 野村商店調査部編『株式年鑑』（一九二二年）統計八四一八五ページ。
- (5) 前掲「石田礼助」一二〇ページ。
- (6) 三井物産サンフランシスコ支店「桑港支店業務一班」一九二〇年四月調 (Entry#74 Container#3)。一九一九年下期の「公表」純損金二三万五一九二ドル（一〇〇円＝五〇ドルで換算すると約四四七万円）から、部外商品勘定一一万九千円、穀肥部勘定三万四千元、金物部勘定六二万二千円の純損金を引くと、二六九万五千元が用船勘定の純損金となる（後掲、第16表）。
- (7) 前掲、三井物産「部別損益一覧表」一九一八下期～一九一九年下期。棉花部ダラス支部の一九一九年上期も一三九万円の純損金を計上している。
- (8) 一九一八年度所得に関する「検査官報告書」の“Transportation Accounts Boats chartered by Kobe & rechartered to Seattle”（「検査官報告書」Entry#101 Container#396）。なお、一九一七年度には、アンダーソン社から四隻を用船していた。
- (9) 前掲、石田礼助「三井物産時代」一〇八ページ。
- (10) 一九一八年下期頃に船舶部は、染殿丸（辰馬汽船）についてはシアトル店から二%、船主から一%、合計三%の手数料を取得し、永福丸（川崎造船）についてはシアトル店から一%、船主から二%、合計三%の手数料を取得している。北海丸（明治海運）・綾葉丸（辰馬汽船）については、それぞれ船主からのみ手数料二%、二・五%を受け取っており、シアトル店からは受け取っていない。明光丸（明治海運）については船主から二%を受け取り、一%をシアトル店に支払っている。三井物産船舶部「沙都店備船ニ対スル口銭商売収支明細表」一九一八年 (Entry#74 Container#4)。
- (11) 前掲、石田礼助「三井物産時代」一〇八ページ。
- (12) 用船勘定の当時の表記は、「雇船勘定」や「雇船航海」勘定、「備船航海」勘定、Chartering Account による。
- (13) “SEATTLE ACCOUNT, PARTICULARS OF CHARTERING A/C FOR FIRST HALF 1916”, “SEATTLE

ACCOUNT, PARTICULARS OF CHARTERING ACCOUNT FOR LAST HALF 1916" (Entry#63 Container

#5).

(14) "PROTEST AND MEMORANDUM submitted by MITSUI & CO., LTD., Against the report made by the Revenue Agent at Seattle, Washington, relative to the latter's examination for U. S. Income Tax purposes of the books of the Seattle branch of the Company for the year 1917" (Entry#101 Container#397) であり、サーブした合計二五万〇一七〇ドル二を一九一七年度へ繰り越したと記載されており、実際の繰越額は第6表の繰越額と若干異なる。

(15) 三井物産シアトル出張員「考課状」一九一八年下期 (Entry#74 Container#5) / 同一九一九年上期 (Entry#74 Container#14)。

(16) 小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国税問題概要」一九一八年、九四ページ (Entry#101 Container#396)。

(17) 一九一八年三井物産の初任給(東京高等商業学校卒業) 月額四二円(月給三五円・戦時特別手当七円)が現在の四〇万円(二〇万円に相当すると仮定して大まかに(一万倍)五千倍で)計算すると、一〇〇〇万円は現在の一〇〇〇億円から五〇〇億円となる。現在と異なり、大卒者(一橋大学、その前進の東京高商など)は少数のエリートのため、単純に現在の大卒初任給と比較できない。また現在では残業手当がこれに加わるため、残業の多い商社マンの月額支給額は大幅に増加するはずである。しかし当時の三井物産には残業手当も住居手当もない。このような理由から、大卒者月給四二円を現在の二〇万円とみるのは極端に低い評価であり、四〇万円くらいとみた方がよい。四〇万円くらいとすると、一九一八年頃の二〇〇〇万円は約一万倍の一〇〇〇億円となる。三井物産一九一八年初任給のデータは『岩波日本史辞典』(岩波書店、一九九九年)一七六五ページなど。

## II ニューヨーク事件での巨額損失とその補填

### 一 ニューヨーク事件の発生と本店・シアトル店の対応

大豆油取引による巨額の損失発生という「コノ損失事件ハ一九一七年九月ニ突発シ」た。この巨額損失の発生については、当時、社外に対してはもちろん、三井物産のニューヨーク支店の他の職員にも秘匿された。<sup>(1)</sup>一九一七下期末近くに発覚したため、一九一七年度ニューヨーク支店の「真正数字ハ赤字ナレ共」、一九一八年六月に三井物産ニューヨーク支店は、ひとつは「世間ノ迷惑ヲ恐レ」たこと、いまひとつは「当時何レノ会社モ戦時利益ノ膨大ナル時期ナリシヲ以テ赤字ノ申告ガ或ハ米国官憲ヨリ所得隠蔽ノ嫌疑ヲ受クベキ誘因トナランカヲ慮リ、強テ黒字ヲ計上スル事ニ決定」シ、前年度に近い数字を貸借対照表と元帳に記入したという。このように「当社信用維持ノ必要上仮空ノ利益ヲ作ツテ」、一九一七年度（一月～二月）の三井物産米国店全体の純利益（Net Income）を二三万六二一八ドル三五として米国税務当局に申告した。<sup>(2)</sup>

一方、ニューヨーク支店は事件発覚後直ちに東京の本店（ニューヨーク支店長瀬古孝之助は朝鮮・満州出張の帰途、本店に滞在<sup>(3)</sup>）へ事件を報告し、指示を求めたようである。なお、ニューヨーク支店には穀肥部ニューヨーク支店が設置されていたものの、一九一七年度まで大豆油は穀肥部指定商品ではないため、<sup>(4)</sup>神戸所在の穀肥部本部へ指示を求めた訳ではない。本店は、第一に、大豆油の大幅買越状態にあったシアトル店に対して、売越状態にあるニューヨーク支店の取引に協力するよう求めるとともに、第二に、混乱している事態を把握し收拾するため天津支店長高木舜三をニューヨークへ派遣することとした。

前者の対応についてみると、三井物産本店の担当取締役はシアトル店に対して、ニューヨーク支店が大豆油取引に失敗したため、ニューヨーク支店と協議するよう指示した。本店は九月末頃にもシアトル店へ電信し、「紐育が品不足のためニ困り居候故、出来るだけ協力せよ」という趣旨の指示をおこなっている。本店からの最初の指示を受け、石田礼助はニューヨーク支店と協議して応急措置をおこなった。シアトル店は買持していた大豆油をニューヨーク支店に融通して緊急を要する売約定の穴を埋めたと思われる。<sup>(5)</sup> ついで一〇月二日付書状で上司のサンフランシスコ支店長永島雄治に処置の内容を報告し了承を求めた。一方、永島は九月末頃の本店からシアトル店への電信の内容をみて、シアトル店とニューヨーク支店とが大豆油取引で「多少衝突にても有之」と危惧し、一〇月四日付け電信で石田に対して「当方利害に多大の傷害を来さぬ程度ニ於て更ニ出来るだけの事を被致度し」と無理をしないよう指示した。ところが、これに対する石田の返答は全く異なるものであった。<sup>(7)</sup>

今後当方が苟くも紐育店と同一の失態を演じ候ニ於てハ三井としての oil business ニ於ける信用は零なるべく候故、此際ハ涙ヲ吞んで地方約定の履行を確保し、万ニ誤りなきを期すること策の得たる物なるべく、本店重役の「出来るだけ協力せよ」と言ふ意味は「地方の得意先に対する責務を度外して迄」と言ふ意味ニハ可無之候

このように石田は、どのように損失が発生しようとする大豆油の顧客（「地方の得意先」）との売約定を履行すべきであるとし、さらに次のようにすべきであると主張した。

open market rate にて買戻し得意先ニ対し其誠意を示す事ニ有之、斯くすれば約定期限の延期も承諾可致、出来る丈ヶ有利

ニ解決出来可申候、要するニ事茲ニ至りてハ断固の処置を採り或程度迄ハ算盤玉を度外しせる方法を採るべく、Lossの多少増大するニ懸念するの余り例の弥縫策ハ止めニ致度存し御座候、今日の油市場の大勢は僅かの値鞘ニクヨクヨ致居る際ニ無之と存候

顧客に対して市場価格で大豆油を買い戻すと伝えて誠意を示すべきである、そうすれば、顧客によっては買い戻してはなく約定期限の延期を承諾してくれる、要するに損得を度外視して断固とした措置をとるべきであると述べたのである。

ここでいったん後者の対応へ目を移すと、本店は天津に勤務していた高木舜三を東京へ呼び（一〇月一七日着京）、高木に対して秘密裡に事態を把握・收拾するように指示したと思われる。天津支店長就任（三月二〇日）直前まで、高木はニューヨーク支店雑貨掛主任の地位にあり、大豆油取引の責任者であった。ニューヨーク支店の大豆油取引を知悉していた高木は、瀬古孝之助とともに、一〇月二六日に米国へ向けて横浜から出帆し、十一月二日ニューヨークに到着し事態の收拾にあたった。<sup>(8)</sup> 事件が発覚した時の大豆油取引の責任者は、かつての雑貨掛主任高木の部下の手島貞隆（事件が発覚した九月現在、輸入雑貨係主任）である。手島は発覚から約半年後の一九一八年四月一日に解雇されている。<sup>(9)</sup>

高木はシアトル店の石田に協力を求め、ふたつの援助を取り付けた。一つは、一九一八年上期（一九一七年一月―一九一八年四月）にニューヨーク支店の大豆油取引（約定）をすべてシアトル店が引き受けることとなった。これは、この期にニューヨーク支店で生じるはずの大豆油取引の巨額損失をシアトル店がえて引き受けるということの意味する。シアトル店での取引をおこなうため輸入雑貨掛で手島の次席の大野敬佑をシアトル店に異動させる（一九一七年一

二月二八日異動辞令、一九一八年一月二二日着任）など、シアトル店で担当人員の拡充がおこなわれている。<sup>(10)</sup> また、一九一七年一二月、大豆油が穀肥部商品に指定され、穀肥部本部の指示のもとで穀肥部サンフランシスコ支部のシアトル在勤石田礼助らが大豆油を担当することとなった。

もうひとつの援助は、一九一八年二月頃に実施されたシアトル店からニューヨーク支店への三四〇万ドルの「コントロールビューション」(贈与)である。<sup>(11)</sup> シアトル店は一九一八年上期(一九一七年一月―一九一八年四月)に用船船定で多額の総益金を生み出しており、おそらくこの総益金の一部をニューヨーク支店に贈与することで、ニューヨーク支店での巨額損失に対して補填したのである。一九一八年二月一五日付けのサンフランシスコ支店からシアトル店への問い合わせ電信に対し、直ちに返答した電信(英文)には、「シアトル店はニューヨーク支店に対して上記の金額をニューヨーク支店へ貸し付けることなく、コントロールビュートした」と明記している。

ところがサンフランシスコ支店所轄のシアトル店が大規模な用船をおこなっていたため、船舶部から本店経由でシアトル店用船料を付け替えられていたサンフランシスコ支店は、本支店貸借勘定で八〇〇万円以上の借越状態にあった。この金額はサンフランシスコ支店の借越限度額一〇〇万円を大幅に上回っており、本店会計課は二月一日から限度超過分に対して五割増しの日歩を賦課しはじめた。<sup>(12)</sup> サンフランシスコ支店の勘定掛は、このペナルティー開始に加え、本店会計課からの「再三再四」減額するよう求める「矢ノ如キ飛電ニ対シ」でも苦慮していた。そのため勘定掛が、三四〇万ドルは「暫ラクノ間、付替ヘザルノミニテ早晚何カノ方法ニヨリ決済セラルヘキ性質ノモノト推定致シ」「独断ヲ以テ」二月一六日に本店へ電信を發して、三四〇万ドルを円貨に換算して六六〇万円を本支店貸借勘定によりニューヨーク支店へ振り替え、本店借越額を大幅に減少させたのである。本店会計課がこの二月一六日の電信内容の確認のため、書状を二月一九日付けでニューヨーク支店に送ったところ、この書状をみた高木は驚愕し、三月一六日に電信(英文)



でサンフランシスコ支店に対し、つぎのように抗議した。「貴店がニューヨーク支店に無断でこのような行為をおこなったことを知り驚愕した。取締役を含む我々全員が秘匿しようとしていた大豆油取引の損失がどのくらいの規模かを本店会計課の職員はだれでも推測できるであろう。貴店が会計課に対して、先の振替は誤りであり、取り消すという電信を送るよう強く勧告する」。この抗議を受け、三月一六日にサンフランシスコ支店は本店へ電信（英文）して、「六六〇万円のコントリビューションに関して、ニューヨーク支店へ貸しという記載は誤りであり、可能であれば三月一六日付で弊店の本支店勘定に戻してほしい」と依頼した。<sup>(14)</sup>

この電信に対して本店会計課長はサンフランシスコ支店長宛の書状（三月二二日付）で、「御振替相成候豆油代金トシテ」「貴方へCr申上」げた「六百六拾万円ハ Reserve 致サレ候事ニ有之候」、すなわちシアトル店が六六〇万円相当をニューヨーク支店に貸し付けず、リザーブとして留保したと考え、ニューヨーク支店が巨額の損失を蒙ったとは推測しなかったため（なお、訂正は三月一六日付ではなく、最初の本店入帳日二月一九日付で記帳）、高木の心配は杞憂に終わった。高木はこの書状のサンフランシスコ支店への到着（四月一五日）前、三月にシアトル店へ赴いて石田と協議したのち、二七日にシアトルを出帆して、四月一日に帰朝した。<sup>(16)</sup>

なお、その後、高木は六月二七日に天津支店長を解任されて、ニューヨーク支店勤務を命じられ、九月二五日にニューヨークに着任した。職員録には「支店長代理 高木舜三」と記されている。高木は大豆油取引の残務処理に当たったと思われる。しかし、翌一九一九年一月二九日「午前八時心臓麻痺ニテ死去」した。<sup>(17)</sup>

## 二 大豆油取引での巨額損失

ニューヨーク支店の大豆油取引で後述するような巨額の損失が発生した理由は、単に実物（現品）の取引において売

越をおこない失敗したためだけでなく、ニューヨーク農産品取引所 (New York Produce Exchange) の定期取引 (清算取引) で売越行為をおこない失敗したためである。これについて、次のように記されている。<sup>(29)</sup>

然ルニ油損失ノ証明タルヤ当店帳簿ニテハ全然不可能ナル事ニテドーシテモ社外ノ援助ヲ得ザレバ其損失ナル所以ヲ明ニスル事能ハザル困難アリ、其理由ハ当時ノ担任者ガ当社ヲ代表スル権限ヲ与ヘラレ居タルヲ利用シ内密ニ当社ノ勘定ニテナシタル投機思惑ノ損失ガ大部分ヲ占ムル故ナリ、コノ損失ヲ支弁スル為ニ恰モ現実ニ現品ヲ買ヒタル如ク支払伝票ヲ作りテ金ヲ引出シスクテ帳簿ニ計上セラル、架空ノ在荷ヲ処置スル為ニ架空ノ売掛伝票ヲ作ル等、種々ノ手段ヲ講ジラレ居リ帳簿ニ資産トシテ表ハレ居ル商品並ニ売掛金中、何程ガ真ノ資産ニシテ何程ガ然ラザルカ、即チ損失ナルルカヲ証明スルニ社外関係先ノ援助ヲ必要トスル所以ナリ

輸入雑貨掛主任手島貞隆に「当社ヲ代表スル権限」(支店長に代わり契約をおこなう権限<sup>(30)</sup>) が与えられていたため、手島が密かにおこなった「投機思惑ノ損失」(定期取引での損失) が損失の大部分を占めた。手島はこの損失(定期取引での清算金)を支弁するため、あたかも現品を仕入れたかのように仮装して支払伝票を作成し、さらに現品を売ったかのように装って架空の売掛伝票を作成するなど、様々な手段を講じた。そのため、支店の帳簿に資産として計上されている在庫と売掛金のうち、どれほどが本当の資産であるか分からなくなっていた。したがって、支店の帳簿だけでは大豆油損失の全体がまったく分からない状態であった。

事件発覚から四年半くらい後の一九二二年二月、米国の内国歳入庁 (U. S. Internal Revenue Service) は、三井物産の一九一七年度・一九一八年度所得申告に疑いを持ち、ニューヨーク支店の帳簿検査に着手した。さらにサンフラン

シスコ支店・シアトル店に対しても帳簿検査を始めた。帳簿検査に対処し損失がどれだけかを証明するため、ニューヨーク支店は、第一に、取引のあったニューヨーク農産品取引所仲買人に協力を求めて、三井物産の「勘定出入表」を請求し、第二に、関係得意先に対して三井物産から買い付け、荷渡しを受けた「商品明細表」を請求した。仲買人のなかには廃業したものもあり、また一社だけは回答を拒絶したものの、他の仲買人は好意的に書類の交付に応じたという。また関係得意先はすべて好意的に応じたという。このように各決算期にどれだけの損失を蒙ったかをニューヨーク支店自らが把握するのは事件発覚から四年半くらい後のことである。最終的に内国歳入庁との間で一九一七年度・一九一八年度所得額について決着がついたのはさらに四年後の一九二六年三月一八日である。<sup>(20)</sup>

確定した一九一七年度・一九一八年度所得の内容を見る前に、まず、両年度で課税対象となった所得は何か、課税対象外の所得は何かを説明し、それによって従来の研究<sup>(21)</sup>での誤解を訂正しておく。

従来の研究では、独立採算単位としてニューヨーク支店・サンフランシスコ支店・シアトル店が計上した所得（純利益）に課税されたかのように誤解して、税金関係の書類に記載された数値を用いて三井物産米国店の損益の状況を分析している。しかし一九一七年に米国の所得税法は、急増した戦時利得への課税を強化し歳入増を図るため、これまでの企業が計上した純利益に課税する方法ではなく、全く違う複雑な課税方法に変更されたのである。一九一七年所得税法では「純所得 (Net Income) トハ米国内ノ源泉ヨリ得タル総所得 (Gross Income) ヨリ税法ニヨリ一定セル諸控除金 (allowable Deductions) ヲ差引キタルモノ」と規定された。<sup>(22)</sup>つまりこの税法の対象は、米国内に利益の源泉があるもの（総所得）、すなわち米国内でモノ・サービスの代金が支払われたもの（総所得）から諸控除金を差し引いたもの（純所得）とされた。

このうち「総所得」についてみると、日本などの外国から輸入して米国内で商品を売却した場合は米国内の企業ない

し個人が代金を支払う（利益の源泉が米国内にある）ため対象となり、米国内から商品を輸出した場合は外国の企業なし個人が代金を支払う（利益の源泉が米国内にない）ため対象とはならない。運輸サービスでは、米国内へ寄港する船舶の運賃は米国内の企業あるいは個人が最終的に代金を負担する（利益の源泉が米国内にある）とみなされて対象となり、米国内から出港する船舶の運賃は外国企業なし個人が最終的に負担する（利益の源泉が米国内にない）とみなされて対象とならない。

この税法の複雑なところは、第一に、米国外の三井物産の店舗が商品（モノ）を仕入れ、これを米国内の店舗が輸入して米国内で売却した場合、米国外の三井物産の店舗があげた所得も課税対象にするという点である。運輸サービスでは、三井物産船舶部が運用する船舶が米国内に寄港すると、その際に得た船舶部の所得（運賃から経費と引いたもの）も対象にしたのである。第二に、「総所得」からの控除金にどのようなものが含まれるかが曖昧なことである。内国歳入庁の税務検査官は、三井物産本店本部での経費のうち、三井物産の米国内各店へ計算上割り当てられるとみなされる経費を控除しなかった。これに対して三井物産は控除されるべきであると主張し、最終的に税務検査官もこれに同意している。<sup>(23)</sup>

では、まず一九一七年度（確定したもの）のニューヨーク支店「純所得」をみよう（第12表）。「大豆・米」から「石炭・運輸」までの「課税所得」欄の数値は、総損益からニューヨーク支店割当経費（人件費など支店経費を機械的にではなく、実態に合わせて詳細に計算して割り当てた経費）を差し引いた「純益金」（あるいは「純損金」）の数値である。このうち従来の研究では「油（外国売買）」を石油と解釈し、石油取引で巨額の損失を蒙ったとしている。しかし、米国の石油を外国に輸出した場合は課税対象にならない（なお、実際には、三井物産ニューヨーク支店による日本や日本以外の国への石油輸出ほとんどないと推定される）。本表の「油（外国売買）」（日本を基準とした分類）は日本以外の

## 三井物産ニューヨーク事件とシアトル店の用船利益（鈴木）

第12表 ニューヨーク支店の1917年度損益（米国課税所得）

（単位：ドル）

商 品 名	課税所得
大豆・米	33,759.73
大豆油	-2,825,148.27
麻布	381,945.08
樟腦	103,482.13
羽二重	13,453.75
麻繩	-4,772.79
時局品（戦時ビジネス）	81,478.61
金属（外国売買）	5,171.54
金属（輸出）	-266,364.41
油（外国売買）	-1,900,407.19
ゴム	-111,958.64
雑貨（輸出）	-6,637.52
日本生糸	1,235,331.78
中国生糸	215,244.76
雑品（外国売買）	57,864.67
茶	96,179.72
石炭・運輸	21,932.23
利子（損益計算に付け替えるもの）	32,721.57
綿花	
帳簿利益	30,212.71
先物取引（大阪勘定）	-425,326.49
先物取引（ボンベイ勘定）	16,908.00
為替差額	239,619.00
大阪へ付け替えるべき南部棉花の利益	399,722.33
ニューヨーク支店費用の分担分	-8,614.06
税務検査官カーが評価したシアトル・サンフランシスコ店からニューヨーク支店への利益付替	527,338.00
社内利子の調整勘定	86,376.34
合計	-1,979,487.43
サンフランシスコ・シアトル店利益の予想減額（控除）	527,338.00
税務検査官カーが認定した1917年度ニューヨーク支店純損金	-2,506,825.43

出所) “SUMMARY OF NEW YORK AGENT REPORT FOR THE FISCAL YEAR 1917” (「検査官報告書」付録書類第14号、Entry#101 Container#396)。

注) 合計欄の数値は、各項目を集計した数値-1,909,487.43ドルと比べ7万ドル異なる。油（外国売買）の正しい数値は-1,970,407.19ドルではないかと推定される。しかし、原資料のまま掲出した。

地域から米国に輸入された植物油（大豆油以外。具体的には上海支店から買付の落花生油など<sup>(24)</sup>）である。したがって、ニューヨーク支店では大豆油取引で二八二万五四八ドルの純損金だけでなく、大豆油以外の植物油取引でも一九〇万〇四〇七ドルの純損金を発生させ、植物油全体の純損金は四七二万五五五ドルに達したのである。この他、「金属（輸出）」（大阪支店から買付のアンチモニー・銅・亜鉛末など）、「ゴム」（シンガポール支店・バタビヤ出張員から買付）でもそれぞれ二六万六三六四ドル、一一万一九五九ドルの純損金となった。このように純損金を発生させたため、税務検査官が認定し、三井物産ニューヨーク支店が同意したニューヨーク支店純損金は二五〇万六八二五ドルとなった。

つぎに一九一八年度ニューヨーク支店「純所得」をみると（第13表）、大豆油取引で八二万七三七六ドル、（定期取引分と推定）「油（外国売買）」で一八万八三七二ドル、したがって植物油合計で八三万五七四八ドルもの巨額の純損金となった。ゴムや「雑輸出品」（日本からの買付品）でも損失を計上した。その結果、ニューヨーク支店純損金は四二九万九六三二ドルに達している。

また、一九一八年上半年にニューヨーク支店の大豆油取引を引き継いだシアトル店をみると、引き継いだために大豆油の売約高は、一九一七年下半年二一〇三万円から一九一八年上半年三六一八万円に急増した<sup>(25)</sup>。この急増が逆にシアトル店の業績を圧迫した。一九一八年度の総損益をみると（第14表）、大豆油で一四五万八二五六ドルの総損金を計上している。穀肥部商品合計でも一四四万五五五ドルの総損金となった。シアトル店の「公表」穀肥部総益金（前掲、第10表）は一六万七九二二ドル（上期五万三八三九ドル、下期一一万四〇八三ドル）なので、穀肥部関係に対して約一六〇万ドル（一六一万三四七三ドル）の経理操作（利益の付け替え）がなされたことになる。シアトル店がニューヨーク支店の大豆油取引を引き継がなかった場合には、純益金をあげたかもしれない。しかしここではその場合の純益金を〇と仮定し、穀肥部経費（一〇万六八六九ドル）の半額を大豆油取引の経費（過少に見積り）とすると、シアトル店が引き受け

第13表 ニューヨーク支店の1918年度損益  
 （米国課税所得） （単位：ドル）

商品名	課税所得（整理仕訳済み）
日本生糸	1,270,858.74
上海生糸	53,924.39
広東生糸	25,805.43
大豆油	-8,217,375.77
油（外国売買）	-118,372.31
大豆・米	76,169.88
麻縄	21,347.17
ゴム	-75,638.04
羽二重	147,627.02
金属（輸入）	-
金属（輸出）	211,540.33
雑輸入品	2,080.83
雑外国売買品	12,509.69
雑輸出品	-78,757.40
茶	103,655.01
麻布	607,607.99
時局品	64,332.04
樟脳	37,052.92
小計	-5,855,632.08
石炭・運輸	10,728.34
鉄道・機械	-
一部大豆油損失を本店へ付替え	1,567,500.00
合計	-4,277,403.74
利子	168,104.54
一般経費	52,452.24
本店経費負担額	-242,785.51
総計	-4,299,632.47

出所) “COMBINED PROFIT AND LOSS ACCOUNT OF NEW YORK BRANCH OCTOBER 1917 TO OCTOBER 1918” (「検査官報告書」付録書類第27号、Entry#101 Container #396)。

- 注) 1. 一部大豆油損失を本店付替え[(Part) Bean Oil Loss Transferred to Head Office (J 407 B)]は、大豆油損失の数値8,217,375.77ドルに対し整理仕訳したものであると、つぎのように記載されている。“Adjusted in figures \$8,217,375.77 above.”。
2. 日本生糸の数値は生糸部全体の数値（すなわち横浜店分を紐育店へ付け替えたあとの数値）である。
3. 出所資料の表記は、1917年10月から1918年10月となっている。しかし、これは誤記と思われる。正しくは1917年11月から1918年10月である。

なければニューヨーク支店に発生したはずの大豆油純損金は過少に推計しても一五二万二六九一ドルとなる。以上からニューヨーク支店関係の大豆油など植物油純損金は、一九一七年度四七二万五五五五ドル（うち大豆油二八二万五一四八ドル）、一九一八年度八三三万五七四八ドル（うち大豆油八二二万七三七七六ドル）、一九一八年度シアトル店一五二万二六九一ドル（大豆油）、合計一四五七万二九九五ドル（うち大豆油二二五万四二二五ドル）である。これを一九一八年度下期決算の為替レート（一〇〇円〓四九ドル）で換算すると、二九七四万円（うち大豆油二五六二万円）に達する。この数値は、「ニューヨーク店は一挙に三千万以上の損を出してしまった<sup>(26)</sup>」という石田礼助の証言にほぼ符

(単位：ドル)

船舶運賃		雑費	NY 店勘定	収益	差引		[備考]
東京・SF 店	太平洋海運			売上高など	損失	利益	
426,462.80	317,000.00	24,894.50	2,557,043.28	444,176.32	637.06		穀肥部商品
		5,026.26		188,925.23	1,687.56		
		36,506.38		406,691.35		97,998.12	
		42,297.30		229,329.13		26,034.12	
		19,954.08		20,650.88	16,849.74		
		50,207.04		913,669.83		90,090.57	
		2,036.33		95,030.09		550.09	
		42,184.19		2,425,615.37		47,817.24	
		3,260.72		20,724.81	16.16		
		17,559.70		83,587.05	9,387.15		
		41.25		5,565.93		134.68	
		277.79		6,959.87	178.62		
		32,711.20		1,476,182.13		15,270.84	
		10,099.81		13,640.68	1,884.13		
		1,025,849.14		34,373,117.29	1,458,256.45		
		22,039.35		213,619.12		23,566.50	
		64,167.06		533,733.61	198,860.94		
		583,784.87		6,814,320.98	37,836.03		
		52,475.67		3,251,937.47	7,849.39		
		3,625.28		182,828.30		2,019.24	
3,266.43	79,272.68		3,241.23				
45,444.97	1,039,816.17		27,144.40				
3,845.93	223,880.76		28,328.04				
	264.09		196.09				
	71,988.82		5,088.82				
	6,086.52						
51.64	482.39		430.75				
1,478.90	65,199.38	12,266.94					
4.55	6,367.04		1,802.49				
426,462.80	317,000.00	2,093,090.34	2,557,043.28	53,193,663.29	1,745,710.17	369,713.22	

年12月19日付け] の付録書類、Entry#101 Container#396)。

ルにブリキ缶 (潰したもの) の利益394,150.76ドルを加えたものである。

ように、これは米国内で生まれた収益ではないため収益から除き、損失に加えて数値を掲出した。

とすると本表の輸出、外国売買は、日本からの輸入と日本以外からの輸入である。



## 三井物産ニューヨーク事件とシアトル店の用船利益（鈴木）

第14表 シアトル店の1918年度商品取引勘定明細（米国課税関係）

商品	費用				
	三井物産仕 入店送り状	他社送り状	販売費		神戸・大連店
			米国内購入	船舶	
大豆（輸出）	305,321.93	97,316.25	13,113.70	4,167.00	
穀物（輸出）	185,586.53				
落花生（外国売買）（輸出）	227,028.11		13,908.74	31,250.00	
穀物（外国売買）	160,997.71				
雑品（輸出）	17,546.54				
麻袋（外国売買）	696,904.05		76,468.17		
卵（外国売買）	92,443.67				
錫（外国売買）	2,322,848.54			12,765.40	
魚（外国売買）	17,480.25				
金属（輸出）	75,414.50				
米（輸出）	5,390.00				
大豆（輸出）	6,860.70				
米（外国売買）	583,672.89			844,527.20	
大豆（外国売買）	2,975.00			2,450.00	
大豆油（外国売買）	15,015,652.52	9,556,352.42	794,689.22	5,615,626.34	522,698.02
蓖麻子油	41,682.50	126,330.77			
菜種油	439,503.24	185,962.95		42,961.30	
落花生油	3,939,811.41	1,704,825.93	9,424.80	614,310.00	
ココナツ油	2,103,310.99	846,347.39	109,261.45	129,628.00	18,763.36
魚油	165,183.78			12,000.00	
荳油	72,765.02				
綿実油	700,657.39			207,345.00	59,224.41
桐油	138,691.38			53,015.41	
麻実油	68.00				
燃料油			66,900.00		
ごま油	4,886.52			1,200.00	
木材（外国売買。一部）					
雑品（外国売買）	75,987.42				
金属（外国売買）	4,560.00				
合計	27,403,230.59	12,517,135.71	1,083,766.08	7,571,245.65	600,685.79

出所）“Mitsui & Co. Trading Accounts”（シアトル店1918年度所得に関する税務検査官調査報告書 [1923注]）

1. 原資料では、利益から損失を引いた数値-981,846.19ドルは、1918年度上・下期損益-1,375,996.95ドル
2. 原資料では大豆油の中にブリキ缶（潰れ）の利益394,150.76ドルが含まれている。三井物産が主張した
3. 本表の輸出は日本からの輸出、外国売買は日本以外での外国間貿易である。したがって、米国の基準
4. 穀肥部商品の合計総損益は、-1,445,550.74ドルである。
5. 「SF店」はサンフランシスコ支店、「NY店」はニューヨーク支店の略である。

合する。一九二〇年二月に発覚した古河商事の大連事件（大豆粕などの農産物取引の失敗）での損失額二五六九万円と比較すると、これを四〇〇万円も上回る巨額の損失を発生させたことになる。

### 三 損失の補填

損失補填の問題については、三井物産ニューヨーク支店がそれぞれの決算期間（半期）に当初（補填前）どのような決算をおこなったのか、それに対して本店などがどの程度補填して、「公表」純損益の数値が作られたかをみる必要がある。ところが、税務検査官による帳簿検査実施が濃厚となったため、一九二一年にニューヨーク支店の勘定掛が一九一七年度関係の書類を調べたところ、「本店報告ニ用ヒタル損益明細表」はあったものの、「コレモ紐育店ノ書類保存不完全ノ為、明瞭ナル控ナク不充分ナガラ其原稿ト認メ得ベキモノ数葉発見シタルノミ」という状態であり、また現在、このような損益明細表は米国国立文書館で確認できない。このため、やむをえず、主に第12表・第13表の損益の数値を用いる。この数値はそれぞれの決算期の直後に計算された「公表」損益の数値ではなく、のちに三井物産が精査したデータを米国の税務検査官が検討して課税するために算出し、これに三井物産ニューヨーク支店が同意した数値である。

一九二一年に税務当局に提出した一九一七年度「改訂申告書」（一九一六年一月〜一九一七年一〇月）の数値（米国店全体の純損金四〇三万一〇五四ドル、うちニューヨーク店の純損金四五七万〇二四ドル、サンフランシスコ・シアトル店の純益金五三万九一七ドル）から逆算すると、ニューヨーク支店の一九一七年度「公表」損益（上期と下期の合計）は一〇万五〇五五ドルの純損金となる。しかし、「公表」損益の数値を作成する前に、本店から四〇〇万ドルもの「豆油損失補金」が供与された。したがって、この補填前では四一〇万五〇五五ドルの純損金となっていたはずである。内訳は、日本生糸勘定（横浜支店と連合計算）で九三万〇三四〇ドルの純益金、日本生糸以外の勘定で五〇三

万五三九五ドルの純損金である。日本生糸以外の勘定の内訳（大豆油など）が不明のため、第12表の大豆油など植物油純損金四七二万五五五ドルを用いると、その純損金の八五%を本店が補填することでニューヨーク支店全体の損失が極めて軽微であるかのように粉飾されたことになる。<sup>(29)</sup>

一九一八年度の「公表」損益は不明である。一九二二年八月に行なった一九一八年度税務申告（一九一八年一月一〇月分。つまり上期の三分の二と、下期全部）では「本店ヨリ填補セラレタル豆油損失」九四万九七六三ドルが計上されている。<sup>(30)</sup>もし、この数値を上期分への損失補填の三分の二と仮定すると、一四二万四六四五ドルが本店から補填されたことになる。他方、第13表の一九一八年度損益には、「大豆油損失を本店へ付替え（大豆油損失八二万七三七五ドル七七の数値を調整）」と記された一五六万七五〇〇ドルがある。はたして全体として、本店からどれだけ損失補填がなされたか不明であるものの、すくなくとも一五六万七五〇〇ドルが補填されたことは確かである。本店に加えて、前述のようにシアトル店からも一九一八年度上期（一九一八年二月頃）に三四〇万ドルの贈与（損失の補填）を受けており、補填合計は四九六万七五〇〇ドルに達している。

一九一八年度に発生したシアトル店大豆油損失一五二万一六九一ドルもシアトル店の利益によって補填されたと思われるので、ニューヨーク支店への損失補填額合計は一〇四七万九一九一ドルに達したことになる。このように本店およびシアトル店による損失補填によってニューヨーク支店の一九一七年度、一九一八年度の「公表」純損金は実態よりも極端に少ない数値に抑えられ、<sup>(31)</sup>社内的にもニューヨーク支店損失額の全貌が見えないようにされたのである。

ニューヨーク支店が大豆取引で失敗したことが社内でも明らかにされたのは、一九一九年一月七日「社報」掲載の元ニューヨーク支店長瀬古孝之助に対する懲罰に関する記事によってである。三井物産穀肥部長丹羽義次が古河商事東京支店を訪れ、三井物産でもニューヨーク事件という苦い経験をしたと話したのは、社内的に明らかにされた後の一九二

○年三月のことである。<sup>(32)</sup>

- (1) 小沢文太郎（事件発覚の翌年八月二七日にニューヨーク支店〔所属未定、のち勘定掛〕に就任）は、突発したこの事件について「当時社外ニ対シテハ元ヨリ店内ニ対シテモコレガ秘密ヲ保ツニ努メタルナリ」と記している（前掲、小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国税問題概要」六七ページ）。
- (2) 前掲、小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国税問題概要」六四―六五、六七、一一四ページ。一九一七年度の納税額（所得税）は一万四一七三ドル〇である。この税金は、一九二六年八月四日、税務当局から利子（年六％）六五六三ドル八九とともに返還を受けることになる（一一五ページ）。  
三井物産ニューヨーク支店の一九一七年度下の「公表」純損益は、真の純損益ではなく、粉飾した数値である。大豆油取引で巨額の損失が明らかになったにもかかわらず、金物部勘定と穀肥部勘定（米、大豆、大豆粕の三品のみ）を含まない固有勘定では一九万四七九一円の純益金が計上されている（三井物産「大正七上半季・下半季損益概算表」三井文庫所蔵史料 物産三三〇）。一九一七年度下では、大豆油取引は穀肥部勘定ではなく、固有勘定に含まれているため、実際には固有勘定で巨額の純損益が生じていたはずである。
- (3) 三井物産「社報」一九一七年九月四日（三井文庫所蔵史料 物産四二一八）。
- (4) 当時の穀肥部指定商品は、米、大豆、大豆粕のみである（三井物産シアトル出張員「穀肥部商品（米、大豆並ニ大豆粕）損益明細表」一九一七年度下（Entry#74 Container#1））。
- (5) 三井物産シアトル出張員「紐育支店豆油の件」一九一七年一〇月六日（三井物産サンフランシスコ支店長宛書状（Entry#63 Container#2））。
- (6) 石田が「ニューヨークの店は、弱気な計算から、大豆油を大量に『はた売り』して大きな損を出した上、品不足から契約の履行にも事欠くような状態だった。幸い、シアトル店はこの面でも見通しが得て、強気に大量の買物をしていた

ので、本店の要請もあり手持ちの大豆油を安くニューヨークの店にゆずって契約履行をさせ、三井物産の信用保持のため犠打を放った。」と述べているのは、この頃の対応と思われる（前掲、石田礼助「三井物産時代」一一〇ページ）。

(7) 前掲、三井物産シアトル出張員「紐育支店豆油の件」一九一七年一月六日。

(8) 三井物産「社報」一九一七年一月八日、一〇月二十五日、十一月二十八日（三井文庫所蔵史料 物産四二一八）。

(9) 三井物産「社報」一九一八年五月二二日（三井文庫所蔵史料 物産四二一九）。手島貞隆は、神戸商業学校卒業後、一九〇四年五月三日、三井物産に雇入れられて神戸支店勤務となり、一九〇七年九月一日にニューヨーク支店勤務を命じられた。一九一七年三月二〇日に高木舜三（雑貨掛主任）が天津支店長に転出したあとをうけて、雑貨掛（のち輸入雑貨掛）主任となった。ニューヨーク事件の発覚は同年九月なので、約六か月の間に手島は損失を膨らませたことになる。

後述するように高木が支店長から降格されて、再びニューヨーク支店勤務を命じられることから、前任者高木の主任時代から、許可を得ずに大豆油の売越を始め、手島がそれを引き継いだのではないかと推測される。

(10) 三井物産「社報」一九一七年一月二十九日（三井文庫所蔵史料 物産四二一八）、前掲、三井物産シアトル出張員「考課状」一九一八年上期。後者の資料には「従来紐育店ニ於テ取扱来リシモノヲ全部当店ニ於テ引纏メ」たとある。一九一八年五月二九日にはニューヨーク支店から山根弁蔵が着任し、六月二日には野田岩次郎が東京本店から着任し、大野が油脂取引の責任者となって山根・土肥具三・野田で大豆油などの取引をおこなったという（三井物産シアトル出張員「考課状」一九一八年下期、Entry#74 Container#5、野田岩次郎「財閥解体私記」日本経済新聞社、一九八三年、二六ページ）。

(11) 三井物産穀肥部長「大正八年支店長会議穀肥部報告」一九一九年九月（三井文庫所蔵史料 物産三四七）一ページ。大豆油の指定により、穀肥部指定商品は四品となった。

(12) 三井物産サンフランシスコ支店長「本店ニ於ケル当方借方残紐育へ振替ノ事」一九一八年三月一六日（三井物産シアトル出張員首席宛書状）（Entry#63 Container#4）。

(13) 三井物産サンフランシスコ支店「本店借越限度及割増利子ノ事」一九一八年七月二四日（三井物産本店会計課長宛書状）

(Entry#63 Container#3) 三井物産本店会計課長「金融ノ事」一九一八年一月二日 (三井物産サンフランシスコ支店長宛書状) (Entry#63 Container#2)。

(14) 前掲、三井物産桑港支店長「本店ニ於ケル当方借方残紐育へ振替ノ事」一九一八年三月一六日。

(15) 三井物産本店会計課長「貸借勘定中紐育支店ト振替ノ事」一九一八年三月二日 (三井物産サンフランシスコ支店長宛書状) (Entry#63 Container#3)。

(16) 三井物産「社報」一九一八年三月二日、四月一日 (三井文庫所蔵史料 物産四二一九)。

(17) 三井物産「社報」一九一八年六月二七日、一〇月二日 (三井文庫所蔵史料 物産四二一九)、同一九一九年一月三一日 (三井文庫所蔵史料 物産四二一九)、「三井物産株式会社職員録」一九一八年一〇月三一日調 (三井文庫所蔵史料 物産五一一九)。

高木舜三は高木兼寛(海軍軍医総監、男爵、貴族院議員)の三男として一八八三年一月に生まれ、一九〇三年七月に東京高等商業学校を卒業し、一九〇四年九月に米国のペンシルベニア大学商業財務科普通部に入學し、一九〇七年九月に卒業した後、同年一月二九日、正職員として三井物産に採用され、ニューヨーク支店勤務を命じられた。一九一三年八月一日現在、ニューヨーク支店雑貨掛主任であることから、三年半以上この職にあったことになる。天津支店長には満三四歳で就任している。妻は小石川三井家三井三郎助の二女の多都雄である(一九〇九年一〇月に結婚)。そのためか、ニューヨーク事件発覚後、天津支店長在任中の一九一八年四月に業務とはまったく無関係の帝国生命保険株式会社の取締役に就任することが、三井物産によって特別に認められている。

(18) 前掲、小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国税問題概要」七八―七九ページ。

(19) 店長代理者について明確な規定(店長代理者、課長、課長代理、掛長及係主任任命並店長代理者事務取扱心得)が設けられるのは一九二一年七月二日である。この規定では、本店が店長代理者を任命すること、しかも「店長代理者ハ店長不在又ハ已ムヲ得サル差支アル場合ニ非サレハ代理事務ヲ行フヘカラス」と制限が加えられた(三井物産「現行達令類集」一九一四年改訂増補、三井文庫所蔵史料 物産九〇一五)。しかし、一九一七年時点では、支店内で店長代理者を決めて、

事務を代理させることが行われていたようである。

- (20) 前掲、小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国税問題概要」七七―七九、一一四―一一五ページ。
- (21) 『横浜市史 Ⅱ』資料編六、北米における総合商社（横浜市、一九九七年）一〇一八ページの解説（上山和雄執筆）、前掲、上山和雄『北米における総合商社の活動―一八九六年―一九四一年の三井物産―』九二―九四ページ。
- (22) 前掲、小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国税問題概要」三ページ。
- (23) 前掲、小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国税問題概要」一四―二七、四三―四五ページ。実際には各店が負担をするわけではない本店本部経費の割当方法は、「三井物産全体取扱高」（社外販売決済高と社内販売決済高の合計）を分母として「本店経費総額」の割合を算出し（一九一七年度〇・〇〇二九、一九一八年度〇・〇〇二七三）、「米国税取扱高」にこの割合をかけた金額を「米国税当本店経費額」とするものである。
- (24) “PROTEST AND MEMORANDUM submitted by MITSUI & COMPANY, LTD., Against the report made by the Revenue Agent at New York, N. Y. relative to the latter’s examination for U. S. Income Tax purposes of the books of the New York branch of the company for the year 1917” (Entry#101 Container#397) の付属書類 (“Mitsui & Co., Ltd. Statement of Profit and Loss accrued to Foreign Branches from Shipments to New York during 1917”)。
- (25) 前掲、三井物産シアトル出張員「考課状」一九一八年度上期。
- (26) 前掲、石田礼助『いいたいほっだい』一一〇ページ。
- (27) 前掲、武田晴人「古河商事と『大連事件』」五六ページ。
- (28) 前掲、小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国税問題概要」七二ページ。
- (29) 前掲、小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国税問題概要」七二―七四ページ。「改訂申告書」の作成時点では、いまだ一九一七年度の所得税法の内容をニューヨーク支店の担当者（勘定掛）が理解していなかったため、日本生糸以外の純損金の数値一〇三万五三九五ドルに本店からの補填金四〇〇万ドルを加え、日本生糸純益金の半分（横浜支店分

をニューヨーク支店に統合して計算するため、半分の横浜支店相当分四六万五七〇ドルを除いた四五七万〇二二五ドルをニューヨーク支店分の純損金として申告した。

(30) 前掲、小沢文太郎「一九一七年度・一九一八年度米国所得税問題概要」一一六一―一七ページ。

(31) ニューヨーク支店での、穀肥部勘定を除いた一九一八年度上期「公表」純損金は四一三万三九九一円、穀肥部・金物部勘定を除いた下期「公表」純益金は七〇万四〇一九円である。この数値を合計すると、一九一八年度は三四二万九九七二円の純損金となる（三井物産「大正七年度上半季・下半季損益概算表」三井文庫所蔵史料 物産三二〇）。

(32) 前掲、武田晴人「古河商事と『大連事件』」五四、五八ページ。

### III シアトル店の蹉跌

シアトル店の「公表」業績をみよう（第15表）。石田礼助がシアトル出張員首席に任命（一九一六年六月一日）された一九一六年度下期から解任（一九一九年三月二六日）された一九一九年度上期に、取扱高は一八四万ドルから五五一一万ドルへ急増した。取扱高には、通常の商品の販売決済高だけでなく用船勘定の運賃収入も含まれているため増加が著しい（たとえば、第10表によると一九一八年度では七三六二万ドルのうち、二六九四万ドルが運賃収入）。他方、純益金は一九一七年度上期の一三万ドルをピークとして、これ以降は減少し、一九一八年度下期は五万ドル強に止まった。前述のように、実際には一九一七年度・一九一八年度には用船勘定で巨額の利益が発生し、その利益がリザーブとして留保されたり、ニューヨーク支店への贈与に当てられたりしていた。しかし、一九一九年度上期に至って三四〇万ドルもの純損金を計上することになる。石田の第二回想「五、六百万円」に近い数値である。シアトル出張員首席が永島雄治（サン



第15表 シアトル店の「公表」業績（単位：ドル）

決算期	取扱高	総損益	経費	純損益
1915年上期	484,505	15,398	5,023	10,374
1915年下期	589,790	24,868	4,929	19,940
1916年上期	599,253	73,434	6,143	67,291
1916年下期	1,843,809	119,309	14,499	104,810
1917年上期	2,843,110	147,990	16,547	131,443
1917年下期	17,401,118	88,131	25,473	62,658
1918年上期	21,026,390	103,159	47,233	55,926
1918年下期	52,589,170	138,621	83,482	55,139
1919年上期	55,113,904	-3,283,243	117,417	-3,400,661
1919年下期	43,112,163	-2,111,540	123,653	-2,235,192
1920年上期	4,380,882	105,749	72,309	31,440

出所) 三井物産サンフランシスコ支店「桑港支店業務一班」1920年4月調(Entry#74 Container#8)、三井物産シアトル出張員「穀肥部商品(米、大豆並ニ大豆粕)損益明細表」1917年下期(Entry#74 Container#1)、三井物産サンフランシスコ支店勘定掛「1918年度所得税ノ事」1919年3月1日(三井物産ニューヨーク支店勘定掛主任宛書状)の付属資料(Entry#63 Container#5)、上山和雄「北米における総合商社の活動」90-91ページ。

注)「桑港支店業務一班」記載の1917年下期・1918年上期の数値は、穀肥部勘定分を含んでいないため、これを含んだ数値に訂正して掲出した。

フランシスコ支店長と兼務。一九一九年三月二十六日―五月六日)、ついで塩田良温(五月六日―一九二〇年四月五日)<sup>(1)</sup>となった一九一九年下期でも二三万円強の純損金を計上した。このようにシアトル支店では一九一九年上期・下期に蹉跌をきたしたのである。

一九一九年上期のシアトル店「公表」純損益をみると、固有勘定、穀肥部勘定、金物部勘定、用船勘定のいずれでも純損金を計上するという惨憺たる事態に陥っている(第16表)。三つの商品勘定のうちでは、「穀肥部勘定」の赤字が大きく、純損金一七〇万円となっている。ただし、一七〇万円は「船舶益金中ヨリ壹百万弗丈穀肥部商品ニ振替」<sup>(2)</sup>えた後の数値である。この振替は、大正「八年上半季油決算ニ関係致スモノニテ同勘定余リニ欠損多額ノタメ穀肥部長ヨリ重役ニ申出テ、特ニ船舶利益ヲ油<sup>(3)</sup>ニ振替」えたもので、一九七万五三〇八円六四(百万ドルを円換算)が付け替えられた。したがって、穀肥部勘定の実際の純損金は三六八万円であり、用船勘定の純損金をも上回る。

一九一九年上期(一九一八年十一月―一九一九年四月)に大豆油など穀肥部勘定で巨額損失が生じた基本的な要因は、第一に第一次大戦の終結とその後の商品価格の暴落、第二にシアトル店の「強気方針」(巨額の買持)であった。一九一九年上期のシアトル店の大豆油などの油類取引の経緯はつき

第16表 シアトル店とニューヨーク支店の取扱高と「公表」純損益

店名	区分	取扱高		「公表」純損益	
		1919年上期	1919年下期	1919年上期	1919年下期
シアトル店	固有勘定(円)	10,638,680	7,342,410	-1,169,608	-1,119,192
	穀肥部勘定(円)	70,000,000	74,000,000	-1,700,000	-34,000
	金物部勘定(円)	6,170,000	160,000	-602,000	-622,000
	用船勘定推計(円)			-3,246,000	-2,695,000
	純損益推定(円)			-6,717,000	-4,470,000
シアトル店純損金(ドル)				-3,400,661	-2,235,192
ニューヨーク支店	固有勘定(円)	86,209,384	103,983,204	1,512,644	709,516
	穀肥部勘定(円)	6,700,000	11,400,000	-800,000	63,000
	金物部勘定(円)	8,300,000	7,870,000	-694,000	-151,000
	純損益推定(円)			19,000	622,000

出所) 三井物産「店別取扱高間接経費損益表」1918年下期~1919年下期 (Entry#74 Container#8)、三井物産「部別損益一覧表」1918年下期~1919年下期 (Entry#74 Container#8)。

- 注) 1. 固有勘定の純損益の数値は、「商品勘定ノ損益ノミナリ (保険船舶等ノ代理業損益及各種ノ取扱口銭ノ如キヲ含マズ)」。このため純損益の数値は用船勘定の純損益を含まないと推定される。
2. シアトル店純損金(ドル)を1919年上期100円=50.625ドル、下期50ドルで換算し、その数値から「固有勘定」、「穀肥部勘定」、「金物部勘定」の数値を差し引いて用船勘定の数値を算出した。
3. ニューヨーク支店の固定勘定の数値は生糸部勘定を含むと推定される。

のとおりである。一九一八年九月三〇日にブルガリア休戦条約が成立すると、「至要ナル油脂消費者ガ平和到来近キニアリトナシ買進ヲ見タ」。そのためシアトル店は「引続キ強氣方針ニ出デ各油ノ買付ケヲナシタ」。実際、第一次大戦は一月一日に終結し、「欧州各地ノ食糧品、殊ニ油脂ノ大欠乏」が伝えられたため、米国の「大手筋モ一樣ニ先行市況ノ益々強硬ナル可キヲ信ジタ」ところが「中立国及中欧同盟ニ対スル」貿易封鎖が強行されたため、「米国ニ多大ノ荷支エヲ生ジ、殊ニ戦争ノ終了ニ依リ一般ニ与ヘタル人氣消沈ハ一般市況ヲ沈滞」させ、「十二月初旬ヨリ三月末ニ亘リテ市場ノ悪化甚シク各油戦争中ノ高値ニ対シ殆ド半額ニ低下スルニ至」った。そのためシアトル店では「巨額ノ買越ヲ有シ居ル為メ保管並ニ金融ノ逼迫ヲ感ジ一部市況ニ從ヒ売放ツノ止ムナキニ至」った。大豆油については「其stockノ余リニ大ナル故、本店及本部ノ容ルル所トナラズ、空シク dead lossヲ知リツ、売約ヲ続ケ」たため、「意外ノ損失ヲ出シタ」のである。にもかかわらず、大豆油などの油類については、「季末猶巨額ノ Spot Cargo ヲ米国ニ有セシハ独リ当社ノミ」

第17表 シアトル店の商品別取扱高  
(単位：円)

商品名		1919年上期	1919年下期
木材		1,460,367	2,236,594
麻布・麻袋類		599,946	1,667,418
ゴム		不詳	1,578,760
穀肥類	油類	62,442,686	72,370,924
	米	3,669,791	不詳
	豆類	1,425,504	不詳
	植物粕其他	2,544,215	1,543,947
	小計	70,082,196	73,914,871
金物		6,174,237	不詳
取扱高		87,065,682	81,601,812

出所) 三井物産シアトル出張員「考課状」1919年上期、同下期 (Entry#74 Container#14)。

注) 1919年下期の「植物粕其他」の数値は、米・豆類を含む数値である。

という状態であった。<sup>(4)</sup>

このように三井物産本店本部と穀肥部本部はシアトル店の大豆油買越限度違反を容認せず、買持品の速やかな処分を求めたため、一九一九年上期の穀肥部勘定取扱高は(第17表)、単価が低下したにも関わらず、一九一八年下期四四九四万円を大幅に上回る七〇〇八万円(うち油類六二四四万円)に達した。それでも期末近くの一九一九年三月三十一日現在の買持品は、つぎのように依然として巨額であったのである(第18表)。買持品の購入価格は四〇四七万円、含み損は七一一万円である。なかでも大豆油、ココナッツ油、木材の購入価格と含み損が大きい。大豆油をみると、穀肥部に許可された買越限度額二〇〇万円がすべてシアトル店に割り当てられていたとしても一二七七万円もの買越限度超過(違反)であり、雑油(大豆油以外の油)でも同様に買越限度額三八一万五千元(あるいは一二〇万円)に対して一四八三万円(あるいは一七四五万円)もの買越限度超過であった。<sup>(5)</sup> 実は、これ以前からシアトル店は許可限度額を全く無視して油類の買越を進め、一九一九年上期にそれが本店調査課長によるシアトル店実地調査によって発覚した。<sup>(7)</sup> 本店本部から超過分の削減を求められ、削減したものの、それでも期末近くでも巨額の買越状態にあったのである。

つぎにシアトル店の用船勘定をみよう。用船勘定は、穀肥部の真の純損金に近い三二四万六千元もの純損金を計上している。往路運賃価格の暴落がこのような結果をもたらしたと思われる。このほか、第18表の買持品の状況とシアトル店「考課状」の記述から推測すると、固有勘定の一七万円の純損金は木材、麻袋などの取引で、金

第18表 シアトル店の1919年3月31日現在買持品の購入価格と時価 (単位：円)

買持品リスト					
商品	数量	単位	購入価格	時価	含み損益
木材	28,683,574	Ft	3,736,492	2,706,616	-1,029,876
鉄など			1,134,258	495,860	-638,398
雑貨			223,888	182,767	-41,121
麻袋	1,054	Bls	473,251	229,690	-243,561
ゴム	50	T/s	108,640	108,640	0
化学品		T/s	267,884	145,768	-122,116
穀物	3,304	T/s	1,113,020	868,572	-244,448
油類					
ココナツ油	623.5	T/C	11,847,332	9,200,366	-2,646,966
綿実油	88.5	T/C	1,525,386	1,388,211	-137,175
菜種油	58.5	T/C	1,291,212	1,262,196	-29,016
蓖麻子油	118	Bbls	19,912	19,169	-743
桐油	4,647	Bbls	806,927	618,980	-187,947
荳油	3,000	C/s	65,232	73,440	8,208
落花生油	137,400	C/s	3,091,988	3,462,480	370,492
大豆油	832	T/C	14,768,487	12,600,570	-2,167,917
小計			33,416,476	28,625,412	-4,791,064
合計			40,473,908	33,363,325	-7,110,583

出所) MBK Seattle, "LIST OF OVERPURCHASES", March 31, 1919 (Entry#63 Container#5)。

物部勘定の六〇万二千円の純損金は鉄鋼などの取引で生じたと思われる。<sup>(8)</sup>

さらにシアトル店の一九一九年下期をみよう。

前期同様、三つの商品勘定のいずれでも純損金を計上した。ただし、穀肥部勘定の純損金は前期に比べ大幅に縮小し、三万四千元となった。穀肥部勘定のなかの油類取引の経緯はつきのとおりである。「全欧州各地へノ食糧供給開始ト共ニ油脂商内ニ漸次活況ヲ呈シ本季ノ始メヨリ七八月ニ掛ケ相場ノ上ケ脚早く、一方東洋各地ヨリ油脂類ノ欧州直輸出ノ途開ケタレバ産地市況之ガ刺戟ヲ享ケ急激ニ硬化シ益々此趨勢ヲ強メタリ、更ニ七月ニ入りテハ Cotton Crop ノ凶報伴ハレ一層市況ノ昂騰ヲ助ケ七月下半ヨリ八月初ニ亘テハ戦争中ノ

高値ヲ超ヘ」た(高値を超えたのは大豆油・落花生油)。シアトル店は「此好況ニ乗シテ出来ルダケ手持荷ノ利抜キニ努メ、一方又紐育店ノ協力ヲ以テ豆油」・ココナツ油の欧州向け輸出を行うとともに、シアトル港からも大豆油・ココナツ油の欧州向け輸出を行った。しかし、その後、「対英為替、片為替ノ情勢愈々著シク低落一方ニシテ欧州向輸出商況頓ニ不振ニ陥」り、それらが「本商内市況ニ影響シ来リ豆油ノ如キモ八月下半ヨリ漸次不振ニ」なった。このよ

うに八月半ばまでは油類の価格が上昇したため、一九一九年下期油類の取扱高は前期よりも一千万円増の七三三万七千円に達した。この結果、油類の手持高は期初一三一九車 (sunk car) (うち大豆油三八五、ココナッツ油六〇〇) から期末二九五車 (うち大豆油一四五、ココナッツ油三八) へ急減している。<sup>(9)</sup>

つぎにシアトル店の用船勘定をみると、四つの勘定のなかで最大の二六九万五千円の純損金を計上している。先述のように綿花部ダラス支部との長期運送契約の解約が影響したと思われる。同店の「考課状」一九一九年下期には、上期から用船を継続中のもので下期に解備したもの三隻、下期中に新たに用船したものなしと記されている。用船数を上期よりも減らしたものの、依然として用船事業に力を入れていた。運賃に関しては、復路では木材・綿花積載の需要に支えられて高い水準が維持されたのに対して、「東洋ヨリノ return cargo 殆どナ」<sup>(10)</sup> ため、前掲第1表のように往路の運賃価格は低迷した。この低迷が大きな純損金につながったようである。

固有勘定では木材取引などで、金物部勘定では棒鉄・アングル取引などで損失がたようである。<sup>(11)</sup> このようにシアトル店の業績は上期に引き続き低迷した。業績が好転するのは翌一九二〇年上期である。

ただし油類に限定してみると、シアトル店買持品の整理は一九一九年下期に完了したと思われる。一九一九年九月下旬にニューヨークで開催された米国各店長会議において、これまでシアトル「店ニ置キタル米国油脂類商内引合中心ヲ十一月一日ヨリ紐育店ニ移転ノ事」を決定し、「本季決算尻ヲ以テ油勘定一切ヲ打切り中心ヲ紐育店へ引移」<sup>(12)</sup> した。油類引き合いの中心（「主店」）をニューヨークへ移転した理由は、第一に需要者（得意先）がシカゴ以東に散在するため、ニューヨーク支店では、シアトル店のような仲買人による売約ではなく、直接売約することができるため、得意先との関係も密接になり、第二にパナマ經由ニューヨーク直航船によって輸入するほうが、現在のシアトル經由大陸横断鉄道便によるよりも便利なためであった。<sup>(13)</sup> そのため一九二〇年上期（一九一九年十一月―一九二〇年四月）初めにニューヨ

ルク支店（穀肥部ニューヨーク支部）へ勘定とともに担当者が移された。<sup>(14)</sup> ニューヨーク支店が引き継いだ油類勘定のなかに二三万四五一ドル（約四五万円）のリザーブが含まれており、もしこのリザーブの一部を使ったならばシアトル店一九一九年下期の穀肥部勘定は純益金に転換したはずである。

- (1) 三井物産シアトル出張員「考課状」一九一九年下期 (Entry#74 Container#14) など。
- (2) 三井物産シアトル出張員勘定掛「大正八年上半年決算書類ノ事」一九一九年六月三〇日（三井物産本店会計課長宛書状）(Entry#63 Container#5)。
- (3) 三井物産の本部付替報告（一九一九年七月三日）および付属のメモ (Entry#101 Container#398)。
- (4) 前掲、三井物産シアトル出張員「考課状」一九一九年上期。
- (5) 三井物産シアトル出張員首席石田礼助「七ノ下当店穀肥部商品決算ノ事」一九一八年二月二日（三井物産サンフランシスコ支店長宛書状）(Entry#63 Container#6)。穀肥部が一九一八年七月に「動物性油並ニ化学肥料ヲモ取扱商品ニ加ヘ部商品損益ハ全部本部ニ取纏」めることとしたため、従来の四品に加えて落花生油・ココナッツ油、粕類など、穀物・肥料はすべて一九一八年下期から穀肥部取扱となった（前掲、三井物産穀肥部部長「大正八年支店長会議穀肥部報告」一ページ）。
- (6) 前掲、三井物産穀肥部部長「大正八年支店長会議穀肥部報告」。大豆油の穀肥部への許可限度額は、一九一九年一月三一日現在二〇五万円（正しくは二〇〇万円）、四月三〇日二〇〇万円、雑油の許可限度額は、一九一九年一月三一日三八一萬五千元、四月三〇日二〇万円と記されている。
- (7) 一九一九年上期の初めに（一九一八年一月）に本店は調査課長田村実をシアトル店に派遣した。田村は、「色々作表致貴度キモノモ有之、彼是混雜可致ニツキ、此度ノ決算ハ臨機ノ取計トシテ想定計上利益金額ヲ逆ニ商品ニ割当テ可然決算取済マセテハ如何ト」提議している。田村は様々な作表をシアトル店に対して求めてシアトル店の業務を精査し、その

- 結果、シアトル店の巨額の買越限度違反を把握したと思われる。田村による実地調査が一九一九年三月二六日の石田解任と帰国命令につながったようである。三井物産シアトル出張員首席石田礼助「七ノ下当店決算ノ事」一九一八年二月二日（三井物産サンフランシスコ支店長宛書状）（Entry#63 Container#6）。
- (8) 前掲、三井物産シアトル出張員「考課状」一九一九年上期によると、木材に関しては「買手側ヨリノ解約巨額ニ上リ一方工場ニ対シ極力買約解除ヲ交渉シタレ共、既ニ製材シタルモノニ対シテハ引取ルノ外、策ナキ為メ膨大ナル手持及委託ヲ携シテ策ノ施スナキ悲境ニ会シタ」という。鉄鋼などの金物については、第一次大戦終結後、金物市場は「大崩落」となり、米国内の主要な買い手である「鉄道管理局ハ買上ヲ手控ヘタル為メ市況再ビ頭重ク」、「軟弱」となり、輸出に関しては「休戦后ノ打撃ハ海外市場モ亦不味沈滞、買氣立タ」ない状況になったという。
- (9) 前掲、三井物産シアトル出張員「考課状」一九一九年下期。
- (10) 同前。
- (11) 前掲、三井物産シアトル出張員「考課状」一九一九年下期では木材について「此等買持品ハ戦時中買付タル劣等品（優良品ハ輸出禁止セラレタリ）ニシテ又長ク歲月ヲ経タル為メ品傷不尠又膨大ナル委託品ニ庄セラレテ市場引立タズ売行甚ダ面白カラ」ざる状況にあり、金物類は「戦争ノ影響ノ最モ多キモノ、一ナリシナリ、輸出金物ノ凡テハ前季ヨリ持越シテ処分シタルニ過」ぎなかったと記している。
- (12) 前掲、三井物産シアトル出張員「考課状」一九一九年下期。
- (13) 「米国各店打合会議録」（前掲『横浜市史 Ⅱ』資料編六 北米における総合商社）二六―二七ページ。
- (14) 三井物産「社報」一九一九年一月七日（三井文庫所蔵史料 物産四二一―〇）。
- (15) 三井物産ニューヨーク支店長「一九二〇年度油類引継ギノ中、Reserveニ就キテ」一九二五年二月二九日（三井物産シアトル出張所長宛書状）（Entry#101 Container#397）。社外支払未済勘定三万〇七一八ドルのなかに七口のリザーブ（合計二二万四五一ドル）が含まれている。

おわりに

一九一七年九月に発覚したニューヨーク事件とその後の処理の暫定的完了<sup>(1)</sup>と、一九一九年上期のシアトル店の蹉跌とその後の処理の完了をうけて、一九一九年一月四日三井物産取締役会に懲罰案が提出されて仮決議され、直ちに三井合名会社の承認を受けて、一月六日に懲罰がなされた。懲罰の対象者六名のうち、三名が米国関係者である。<sup>(2)</sup>  
元ニューヨーク支店長瀬古孝之助についてはつぎのとおりである。

曩ニ紐育支店長兼穀肥部並金物部紐育支部長在任中、部員カ專擅ヲ以テ巨額ノ豆油等ヲ売越シタルニ心付カス為メニ之カ整理上多大ノ困難ヲ惹起シ延テ少ナカラサル損失ヲ醸成セシメタルハ平素部下監督不行届ノ致ス所ナルノミナラス、又経伺ノ手續ヲ為サスシテ商品ヲ買持シ其結果多額ノ損失ヲ醸成シ且飛行機製造所ニ対シ一時巨額ノ資金ヲ貸与固定セシメタル段、職務上不都合ニ付向フ六ヶ月間月給額三分ノ二宛ノ罰俸ニ処ス、爾今戒飭ヲ加フヘシ

瀬古への懲罰の理由は、第一に部下が巨額の大豆油の売越をしたことに気づかず、しかもその後の整理に多大の困難を惹起し、多額の損失を発生させたこと、第二に、おそらく金物部支部で本店本部からの許可を取り付けずに勝手に商品を買持し、多額の損失を発生させたこと、第三に米国の飛行機製造所に対して本店本部の許可をえずに一時巨額の貸付をおこなって固定させたことであった。第一に関して付言すれば、一九一七下期頃の失策とそのためにもたらされた結果（損失）が問題となったのである。第二に関しては、第12表によると一九一七年度に「金属（輸出）」すなわち



日本からの輸出（米国への輸入）で二七万ドルの損失を計上している。<sup>(3)</sup> また金物部ニューヨーク支部は、一九一八年下期七万七三〇三元、一九一九年上期六万九千四一五円、同下期一萬一九三〇円の純損金を計上し、一年半合計で純損金は一六三万三三四七円に上っている。<sup>(4)</sup>

石田に対してはつぎのとおりである。

曩ニ「シアトル」出張員在任中経伺ノ手續ヲ為サスシテ巨額ノ商品ヲ買持シ為メニ少ナカラサル損失ヲ醸成シタル段、職務上不都合ニ付向フ六ヶ月間月給額五分ノ一宛ノ罰俸ニ処ス、爾今戒飭ヲ加フヘシ

石田に対する懲罰理由は、許可をえずに巨額の買持をおこなって多額の損失を発生させたことである。つまり、一九一八年下期頃から一九一九年上期までの行為（買越限度違反）とその後にもたらされた結果（損失）が問題とされたのである。石田は第一、第二回想において、本店重役の誤解がとけて、懲罰を受けなかったように述べているが、実際には受けたのである。念のため付け加えておけば、経伺せず<sup>(5)</sup>に用船事業で船腹（スペース）の大量買越をおこなったことや、用船利益から三四〇万ドルをニューヨーク支店に贈与したことが理由とされたわけではない。

サンフランシスコ支店長永島雄治に対してはつぎのとおりである。

曩ニ「シアトル」出張員ニ於テ経伺ノ手續ヲ為サスシテ巨額ノ商品ヲ買持シ為メニ少ナカラサル損失ヲ醸成スルニ至リタルハ所轄店長トシテ監督不行届ニ付向フ二ヶ月間月給額十分ノ一宛ノ罰俸ニ処ス、爾今戒飭ヲ加フヘシ

永島に対する懲罰理由は、所轄のシアトル出張員の行為に対する監督が不行届であったことである。永島は懲罰後でもない一七日にサンフランシスコ支店長を解任された。

つぎに最初に設定した課題に即して結論を記す。

第一の課題は、ニューヨーク支店での見込商売失敗による巨額の損失（ニューヨーク事件）はいつ発覚したか、事件はどのような経緯で発生したのか、損失の総額はどのくらいかであったである。ニューヨーク事件が発覚したのは、一九一七年九月、すなわち一九一七年下期であった。輸入雑貨掛主任の手島貞隆が大豆油市況の先行きを見誤って（価格の下落を予想）、本店本部の許可を得ず、支店長にも諮らずに独断で大豆油の売越を行い、しかも実物取引だけでなく、ニューヨーク農産品取引所を利用して定期取引（清算取引）を大量におこなったため、損失額が膨張したのである。ただし、規則違反の売越とその失敗による損失の発生は前任者の高木舜三の時からと推測される。いずれにせよ、大豆油を中心とする植物油取引の純損金は、過少に見積っても一四五七万二九九五ドル（二九七四万円）に達した。

第二の課題は、シアトル店が用船事業であげた利益はどのくらいであったのか、ニューヨーク支店の失策をどのようにシアトル店はカバーしたのかである。シアトル店の一九一六年下期から一九一八年下期までの二年半での用船事業の総益金は五四五万二四〇九ドル（一〇六九万円）であった。ニューヨーク事件発覚直後にシアトル店は買持していた大豆油をニューヨーク支店へ融通して、実物売越の穴を埋めるとともに、おそらく用船事業の総益金から、ニューヨーク支店へ贈与をおこなった。贈与額は三四〇万ドル（六六〇万円）もの巨額であった。この贈与によってニューヨーク支店の大豆油損失の一部が補填された。これらに加えてニューヨーク支店の未決済の大豆油取引をすべて引き受けた。つまり、本来ニューヨーク支店で生じるはずの損失をシアトル店が引き受けたのである。

第三の課題は、その後にシアトル店はどのように見込商売で失敗したのか、失敗により発生した損失はどのくらいだ

ったのである。シアトル店は一九一八年一月の第一次大戦終結後、ヨーロッパで植物油に対する需要が急増すると予測し、強気方針（買越）で臨んだ。すなわちシアトル店は許可限度額を大幅に超過（違反）して大豆油やココナツ油などの買持をおこなった。しかし、予測に反して植物油の価格は下落し、穀肥部関係で一九一九年上期に三六八万円の純損金を計上した。用船事業でも、一九一九年上期に三二四万六千円もの純損金を計上し、ついで下期も二六九万五千円の純損金となった。他の損益も合わせると、シアトル店全体の純損金は一九一九年上期四四〇万〇六六ドル（「公表」純損金三四〇万〇六六ドルに補填金一〇〇万ドルを加算）、下期二三万五一九二ドルに達した。このようにシアトル店は見込商売に失敗して巨額の損失を被ったのである。

最後に、第一大戦終了前のシアトル店の用船勘定での総益金と終了後のシアトル店の総損金を比較しよう。一九一六年下期から一九一八年度の用船勘定の総益金は五四万五二四〇九ドルであった。これに対して一九一九年度の店全体の損失は、「公表」分五三九万四七三ドルに本店からの補填分一〇〇万ドルを加えた六三九万四七三ドルである。したがって一九一九年度にシアトル店は、二年半にあげた用船勘定の利益に相当する額を失っただけでなく、この額を約一〇〇万ドルも上回る巨額の損失を発生させたことになる。

(1) のちに、三井物産が予期していなかった税務当局による帳簿検査がおこなわれ、三井物産は損益を確定する作業を再度開始するため、一九一九年段階では暫定的に完了したとみることができ。

(2) 三井物産「取締役会議事録」一九一九年（三井文庫所蔵史料 物産一九二〇）、前掲、三井物産「社報」一九一九年一月七日。他の三名は、高野省三（元京城支店長、罰俸）、中島清一郎（元漢口支店長、罰俸）、菅野与惣治（元天津支店長、罰責）である。

(3) 本文に示したように、一九一七年度の日本から米国への輸入品はアンチモニー・銅・亜鉛末などである。

(4) 三井物産金物部総務掛「金物部損益三期比較表」一九一八年下期～一九一九年下期 (Entry #63 Container #10)。

「本稿は、科学研究費 基盤研究 (C) 研究課題「総合商社の構造比較と競争優位に関する研究―三井物産・三菱商事を中心に―」(研究代表者鈴木邦夫、研究分担者大石直樹、研究期間平成二五年度～二七年度) の研究成果の一部である。」